

半 期 報 告 書

(第6期中) 自 平成 19 年 4 月 1 日
至 平成 19 年 9 月 30 日



(501012)

第6期中(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそな銀行

目 次

	頁
第6期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	38
3 【対処すべき課題】	38
4 【経営上の重要な契約等】	39
5 【研究開発活動】	39
第3 【設備の状況】	40
1 【主要な設備の状況】	40
2 【設備の新設、除却等の計画】	40
第4 【提出会社の状況】	41
1 【株式等の状況】	41
(1) 【株式の総数等】	41
(2) 【新株予約権等の状況】	48
(3) 【ライツプランの内容】	48
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	48
(5) 【大株主の状況】	49
(6) 【議決権の状況】	50
2 【株価の推移】	51
3 【役員の状況】	52
第5 【経理の状況】	53
1 【中間連結財務諸表等】	54
(1) 【中間連結財務諸表】	54
【中間連結貸借対照表】	54
【中間連結損益計算書】	56
【中間連結株主資本等変動計算書】	57
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	60
(2) 【その他】	114

	頁
2 【中間財務諸表等】	115
(1) 【中間財務諸表】	115
【中間貸借対照表】	115
【中間損益計算書】	117
【中間株主資本等変動計算書】	118
(2) 【その他】	147
第6 【提出会社の参考情報】	148
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	149
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年12月25日
【中間会計期間】	第6期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
【会社名】	株式会社りそな銀行
【英訳名】	Resona Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水 田 廣 行
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町二丁目2番1号
【電話番号】	大阪(06)6271 - 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 古 川 裕 二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	東京(03)3287 - 2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部主計室長 大 橋 寛 之
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	376,334	402,015	363,101	755,391	807,694
うち連結信託報酬	百万円	3,908	3,756	3,986	7,575	8,227
連結経常利益	百万円	136,755	147,985	74,703	276,599	302,671
連結中間純利益	百万円	136,101	385,622	87,936	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	314,386	552,661
連結純資産額	百万円	1,083,115	1,514,121	1,325,845	1,255,393	1,648,636
連結総資産額	百万円	31,350,927	27,311,831	26,637,278	28,247,691	27,462,271
1株当たり純資産額	円	△45.56	△36.07	△41.75	△39.74	△31.89
1株当たり中間純利益	円	4.10	12.12	2.85	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	9.57	17.16
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	1.95	7.14	1.57	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	4.52	10.24
自己資本比率	%	—	5.01	4.44	—	5.46
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.09	11.20	10.76	9.08	9.65
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△379,565	△913,161	△521,447	△575,824	△226,951
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△766,504	541,618	589,744	△365,127	424,071
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	10,594	△156,477	△380,271	△451,104	△340,301
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	1,207,494	432,247	505,147	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	960,248	817,113
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	8,043 [6,790]	8,388 [6,931]	8,338 [7,033]	8,047 [6,933]	8,158 [6,938]
信託財産額	百万円	1,433,760	1,501,849	1,574,386	1,495,298	1,608,218

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して計算しております。
- 6 連結自己資本比率は、平成18年度から銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。平成18年度中間連結会計期間以前は銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。なお、当社は国内基準を採用しております。
- 7 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	345,835	400,646	362,842	712,658	796,431
うち信託報酬	百万円	3,908	3,756	3,986	7,575	8,227
経常利益	百万円	122,245	143,444	71,520	254,570	284,937
中間純利益	百万円	135,638	386,757	87,783	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	317,328	546,871
資本金	百万円	279,928	279,928	279,928	279,928	279,928
発行済株式総数	千株	普通株式 30,819,735 甲種第一回 優先株式 5,970 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 145 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,843,933 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 120 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,845,461 乙種第一回 優先株式 680,000 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,843,933 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 120 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,844,697 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 60 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000
純資産額	百万円	1,076,817	1,368,631	1,173,665	1,252,323	1,490,032
総資産額	百万円	28,205,337	27,373,578	26,597,056	28,336,485	27,427,023
預金残高	百万円	19,366,784	18,913,640	19,092,572	19,616,086	19,493,511
貸出金残高	百万円	17,346,797	17,974,837	17,275,853	17,993,501	17,818,392
有価証券残高	百万円	5,958,529	5,059,070	4,618,583	5,657,135	5,257,370

回次		第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
1株当たり配当額	円	普通株式 1.90 甲種第一回 優先株式 4.635 乙種第一回 優先株式 3.18 丁種第一回 優先株式 5.00 戊種第一回 優先株式 7.19 己種第一回 優先株式 9.25 第1種第一回 優先株式 0.1305 第2種第一回 優先株式 0.1305 第3種第一回 優先株式 0.1305	普通株式 3.10 乙種第一回 優先株式 3.18 丁種第一回 優先株式 5.00 戊種第一回 優先株式 7.19 己種第一回 優先株式 9.25 第1種第一回 優先株式 0.18 第2種第一回 優先株式 0.18 第3種第一回 優先株式 0.18	普通株式 未定 乙種第一回 優先株式 未定 戊種第一回 優先株式 未定 己種第一回 優先株式 未定 第1種第一回 優先株式 未定 第2種第一回 優先株式 未定 第3種第一回 優先株式 未定	普通株式 8.4 甲種第一回 優先株式 4.635 乙種第一回 優先株式 6.36 丁種第一回 優先株式 10.00 戊種第一回 優先株式 14.38 己種第一回 優先株式 18.50 第1種第一回 優先株式 0.261 第2種第一回 優先株式 0.261 第3種第一回 優先株式 0.261	普通株式 14.5 乙種第一回 優先株式 6.36 丁種第一回 優先株式 10.00 戊種第一回 優先株式 14.38 己種第一回 優先株式 18.50 第1種第一回 優先株式 0.371 第2種第一回 優先株式 0.371 第3種第一回 優先株式 0.371
自己資本比率	%	—	4.99	4.41	—	5.43
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.85	11.13	10.74	8.99	9.64
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	7,644 [6,711]	8,162 [6,912]	8,117 [7,009]	7,822 [6,916]	7,938 [6,918]
信託財産額	百万円	1,433,760	1,501,849	1,574,386	1,495,298	1,608,218
信託勘定貸出金残高	百万円	190,963	162,432	140,978	174,418	151,362
信託勘定有価証券残高	百万円	0	0	0	0	0

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して計算しております。

4 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式により算出しております。平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。なお、当社は国内基準を採用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。
なお、当中間連結会計期間におきましては、2社の清算が完了し、連結の範囲より除外しております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次の通りであります。

Daiwa International Finance(Cayman)Limited、Daiwa PB Limited

この他、当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	8,338[7,033]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員7,182人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	8,117[7,009]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、受入出向者及び海外の現地採用者を含み、出向者、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。なお、嘱託及び臨時従業員は7,157人であります。また、取締役を兼務しない執行役員25名も含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当社の従業員組合は、りそな銀行従業員組合と称し、組合員数は7,568人(出向者を含む)であります。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(金融経済環境)

当中間連結会計期間の世界経済は、新興国経済が拡大基調を強めるなか、先進国経済も好調に推移し、高成長が持続しました。米国では、住宅投資の大幅な減少が続きましたが、個人消費や輸出が好調で、潜在成長率を上回る伸びとなりました。欧州経済も、輸出が高い伸びを続け、個人消費・設備投資も増加基調を辿りました。アジアでは、中国やインドが高い成長を続け、域内経済は底堅い動きとなりました。

わが国経済は、緩やかな景気拡大を続けました。輸出は、海外経済の拡大を背景に高い伸びとなり、設備投資も、高水準の企業収益を背景に増加基調となりました。一方、企業の人件費抑制姿勢に変化なく、一人当たりの賃金は伸び悩みました。しかし、企業の雇用不足感は強く、雇用者数が増加したことで、雇用者所得は緩やかな増加を維持しました。こうした環境のもとで、個人消費は、天候に左右されながらも、底堅く推移しました。国内企業物価は、国際商品市況高を背景に、概ね前年比+1%台半ばで推移しました。消費者物価(全国、除く生鮮食品)は前年比ゼロをわずかに下回る水準でこう着状態となりました。

金融資本市場に目を転じると、短期金利は先行きの日銀の利上げを織り込み、上昇しました。長期金利(新発10年国債市場利回り)は緩やかな景気拡大のもと、日銀による早期利上げ観測も浮上し、一時2%台に迫る上昇をしました。その後、米国のサブプライム住宅ローン問題により、欧米の金融市場が混乱したことを受け反転し、1.5%台まで低下する場面も見られました。株式市場は世界的な景気の回復基調を好感し、日経平均が1万8,000円台を回復しましたが、金融市場の混乱を嫌気し、下落に転じました。円の対ドルレートも夏場にかけて円安方向で推移したものの、その後は110円台前半まで円高が進行しました。当中間連結会計期間末にかけては、FRBが利下げを実施するなど、金融当局の積極的な対応により、金融市場の混乱が一服。金利低下、株安、円高の流れには一旦歯止めがかかりました。

(経営方針)

当社は、多額の公的資金による資本増強を受け、早期に経営の健全化を図るべく、限られた経営資源の有効的・効率的活用を目指して事業の選択と集中を行うとともに、従来の業務運営を抜本的に見直し、ローコスト運営による生産性の追求やお客さまに軸足をおいた改革を積極的に行ってまいりました。

具体的にはりそなグループが優位性を持つ5大ビジネス分野(「中小企業取引」「個人ローン」「金融商品販売」「不動産」「企業年金」)に経営資源を集中し、自前主義からの脱却を図ってまいりました。また5大ビジネス分野を推進、強化するうえで、「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」を『りそな』の差別化戦略として明確に位置付けるとともに、これらを支える基礎となる「サービス改革」を柱にあらゆる改革を、以下の通り進めております。

・地域運営の徹底

「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指すりそなグループにとって、地域のお客さまとのリレーションシップの向上を大きな経営課題と考えております。こうした考えを踏まえ、当社グループでは、お客さまに一番近い営業現場が「お客さま発・地域発」の活動を行う「地域運営」を営業の組織運営の基本とし、お客さまのニーズに迅速にお応えできる仕組みを整えてまいりました。

すでに地域単位でのネットワーク作りやアライアンス構築等の様々な成果が出ており、今後も、各地域責任者を中心として、地域特性やマーケットポジションに応じた選択と集中を更に加速させるとともに、地域のお客さまとのコラボレーションを展開し、新たなマーケットや収益機会を創出してまいります。

・アライアンスの拡充

強みのある5大ビジネス分野(「中小企業取引」「個人ローン」「金融商品販売」「不動産」「企業年金」)に経営資源を集中する一方で、業界トップクラスの企業等とのアライアンスを通じて、お客さま本位かつ競争力のある商品・サービスを提供する戦略をとっております。具体的には、ソリューション強化(証券、IPO支援、国際業務等)、利便性向上(クレジットカード、ポイントサービスにおけるポイント交換等)、品揃え充実(投資信託、住宅ローン等)を目指したアライアンスを拡充しており、こうしたアライアンスの活用により、お客さまの多様化するニーズにお応えしてまいります。

・オペレーション改革の推進

リテール分野に経営資源を集中していく中で、引き続き、迅速で正確なサービス提供によるお客さま利便性の向上と、ローコストでの運営体制を両立させるオペレーション改革を進めてまいります。また、事務プロセスを極小化するための改革を進め、お客さまからの信頼を高めるための事務品質の向上に努めてまいります。

・サービス改革の追求

当社グループは銀行業からサービス業への進化に向けて、お客さまを深く理解し、お客さまの立場にたって発想することを原点として、旧来の常識に囚われない業務・意識改革を行っております。今後も、お客さまに軸足を置いた改革を進めるとともに、商品・サービスの更なる品質向上とお客さまの期待を超える提案のできる人材育成に努めてまいります。

平成18年11月に公表した新たな「JUMP」のための計画においても、りそなグループは引き続きこの差別化戦略を基本とし、質を重視した成長戦略を実現することで、「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指してまいります。

(業績)

当中間連結会計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は26兆6,372億円と前連結会計年度末比8,249億円減少いたしました。

資産では、特定取引資産は前連結会計年度末比1,834億円増加して5,462億円に、債券貸借取引支払保証金は前連結会計年度末比1,426億円増加して2,185億円に、コールローン及び買入手形は前連結会計年度末比605億円増加して1兆2,392億円となりましたものの、有価証券は前連結会計年度末比6,353億円減少して4兆6,254億円に、貸出金は前連結会計年度末比5,329億円減少して17兆3,172億円となりました。

負債につきましては、譲渡性預金は前連結会計年度末比4,723億円増加して2兆2,960億円、売現先勘定は2,223億円増加して2,363億円となりましたものの、預金は前連結会計年度末比3,944億円減少して19兆1,335億円に、コールマネー及び売渡手形は前連結会計年度末比3,933億円減少して1兆1,025億円になりました。また、借入金は前連結会計年度末比3,614億円減少して4,141億円に、社債は前連結会計年度末比82億円増加して6,244億円にそれぞれなっております。なお、定期預金は前連結会計年度末比5,597億円増加し、7兆3,941億円となっております。

純資産の部につきましては、株主資本合計が前連結会計年度末比2,750億円減少し9,549億円に、その他有価証券評価差額金の減少などにより評価・換算差額等合計が前連結会計年度末比408億円減少して2,286億円に、少数株主持分が前連結会計年度末比69億円減少して1,422億円となっております。以上の結果、純資産の部全体では前連結会計年度末比3,227億円減少して、1兆3,258億円となっております。

経営成績につきましては、経常収益が前中間連結会計期間比389億円減少し、3,631億円となりました。内訳を見ますと、市場金利の上昇による貸出金利引上効果により資金運用収益が前中間連結会計期間比151億円増加し2,349億円となったほか、投信販売の好調等により役務取引等収益が前中間連結会計期間比28億円増加して583億円となりました。また、その他経常収益が前中間連結会計期間比670億円減少して218億円となっておりますが、これは主として株式等売却益の減少によるものであります。

経常費用は、前中間連結会計期間比343億円増加し、2,883億円となりました。内訳では、国債等債券売却損の増加を主因として、その他業務費用が前中間連結会計期間比136億円増加して416億円となったほか、資金調達費用につきましても前中間連結会計期間比248億円増加して588億円となっております。営業経費につきましては、当中間連結会計期間より業績インセンティブ給与の支給見込み額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を賞与引当金として計上することといたしましたことなどにより、前中間連結会計期間比46億円増加し、1,108億円となっております。

特別利益につきましては、償却債権取立益の増加などにより前中間連結会計期間比139億円増加して258億円となっております。また、特別損失は減損損失の増加により前中間連結会計期間比18億円増加して25億円となりました。

なお、法人税等調整額が前中間連結会計期間比2,511億円増加して200億円となっておりますが、これは、前中間連結会計期間において、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産算出に係る将来課税所得の見積もり期間を1年から5年に見直し、前中間連結会計期間の法人税等調整額が△2,310億円であったためであります。

以上により、連結経常利益は前中間連結会計期間比732億円減少し、747億円で、連結中間純利益は前中間連結会計期間比2,976億円減少し、879億円となりました。また、1株当たり中間純利益は2円85銭となっております。なお、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

なお、連結自己資本比率(国内基準)は、10.76%となりました。

<平成19年9月末における剰余金の分配可能額について>

会社法第461条では、剰余金の配当等を行った場合の効力発生日における剰余金の分配可能額について定めていますが、平成19年9月末における剰余金の分配可能額は、2,961億円であります。

(キャッシュ・フローの状況)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比3,917億円支出が減少して、5,214億円の支出となりました。これは、主として借入金やコールマネー等の減少によるものです。投資活動によるキャッシュ・フローは、ほぼ前中間連結会計期間並みの、5,897億円の収入となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払額の増加を主因として前中間連結会計期間比2,237億円支出が増加して、3,802億円の支出となりました。これらの結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比3,119億円減少して5,051億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内は1,695億円、海外は59億円となり、合計(相殺消去後。以下同じ)では、1,760億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ39億円、131億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では371億円、△109億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	179,760	5,698	△324	185,783
	当中間連結会計期間	169,587	5,971	△519	176,078
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	218,600	8,019	6,831	219,788
	当中間連結会計期間	232,704	7,768	5,510	234,962
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	38,840	2,320	7,155	34,005
	当中間連結会計期間	63,117	1,797	6,030	58,884
信託報酬	前中間連結会計期間	3,756	—	—	3,756
	当中間連結会計期間	3,986	—	—	3,986
役務取引等収支	前中間連結会計期間	35,319	113	—	35,432
	当中間連結会計期間	36,970	227	—	37,197
うち役務取引等 収益	前中間連結会計期間	55,318	166	—	55,484
	当中間連結会計期間	58,138	227	—	58,366
うち役務取引等 費用	前中間連結会計期間	19,999	53	—	20,052
	当中間連結会計期間	21,168	0	—	21,168
特定取引収支	前中間連結会計期間	9,152	—	—	9,152
	当中間連結会計期間	13,105	—	—	13,105
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	9,430	—	—	9,430
	当中間連結会計期間	13,202	—	—	13,202
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	278	—	—	278
	当中間連結会計期間	97	—	—	97
その他業務収支	前中間連結会計期間	△3,664	325	—	△3,339
	当中間連結会計期間	△11,236	286	—	△10,949
うちその他業務 収益	前中間連結会計期間	24,327	325	—	24,652
	当中間連結会計期間	30,450	286	—	30,737
うちその他業務 費用	前中間連結会計期間	27,992	—	—	27,992
	当中間連結会計期間	41,687	—	—	41,687

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に24兆1,669億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は23兆9,507億円、海外は2,161億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に24兆3,824億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は24兆3,122億円、海外は702億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内は1.93%、海外は7.16%、合計では1.95%となりました。

資金調達勘定の利回りは、国内は0.51%、海外は5.10%、合計では0.48%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	24,394,777	218,600	1.78
	当中間連結会計期間	23,950,775	232,704	1.93
うち貸出金	前中間連結会計期間	17,660,284	159,690	1.80
	当中間連結会計期間	17,365,955	181,978	2.09
うち有価証券	前中間連結会計期間	5,234,654	35,455	1.35
	当中間連結会計期間	4,731,093	21,226	0.89
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	1,102,821	2,850	0.51
	当中間連結会計期間	1,157,512	6,650	1.14
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	76	0	0.40
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	39,792	26	0.13
	当中間連結会計期間	103,581	274	0.52
うち預け金	前中間連結会計期間	260,718	4,304	3.29
	当中間連結会計期間	413,060	6,179	2.98
資金調達勘定	前中間連結会計期間	24,765,372	38,840	0.31
	当中間連結会計期間	24,312,249	63,117	0.51
うち預金	前中間連結会計期間	18,785,815	13,791	0.14
	当中間連結会計期間	18,816,033	27,302	0.28
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,075,932	1,766	0.16
	当中間連結会計期間	2,233,765	5,618	0.50
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	2,300,617	2,491	0.21
	当中間連結会計期間	1,519,362	4,857	0.63
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	73,553	66	0.18
	当中間連結会計期間	108,309	303	0.55
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	106,979	40	0.07
	当中間連結会計期間	131,311	780	1.18
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	362,793	2,360	1.29
	当中間連結会計期間	344,380	1,522	0.88

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	284,143	8,019	5.62
	当中間連結会計期間	216,184	7,768	7.16
うち貸出金	前中間連結会計期間	140,533	3,243	4.60
	当中間連結会計期間	66,193	2,467	7.43
うち有価証券	前中間連結会計期間	137,767	4,548	6.58
	当中間連結会計期間	138,643	5,157	7.41
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	3,589	201	11.17
	当中間連結会計期間	9,370	104	2.22
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	357	6	3.69
	当中間連結会計期間	312	16	10.76
資金調達勘定	前中間連結会計期間	135,254	2,320	3.42
	当中間連結会計期間	70,246	1,797	5.10
うち預金	前中間連結会計期間	21,959	475	4.32
	当中間連結会計期間	38,023	991	5.19
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	865	31	7.30
	当中間連結会計期間	804	29	7.28
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	6,953	177	5.08
	当中間連結会計期間	11,410	326	5.70

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	24,678,920	257,081	24,421,839	226,619	6,831	219,788	1.79
	当中間連結会計期間	24,166,960	173,784	23,993,175	240,473	5,510	234,962	1.95
うち貸出金	前中間連結会計期間	17,800,817	111,080	17,689,737	162,934	1,789	161,145	1.81
	当中間連結会計期間	17,432,148	29,556	17,402,592	184,446	700	183,745	2.10
うち有価証券	前中間連結会計期間	5,372,421	145,175	5,227,246	40,003	5,042	34,961	1.33
	当中間連結会計期間	4,869,737	143,224	4,726,512	26,383	4,788	21,594	0.91
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	1,106,410		1,106,410	3,051		3,051	0.55
	当中間連結会計期間	1,166,882	264	1,166,617	6,754	20	6,734	1.15
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	76		76	0		0	0.40
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	39,792		39,792	26		26	0.13
	当中間連結会計期間	103,581		103,581	274		274	0.52
うち預け金	前中間連結会計期間	261,075		261,075	4,311		4,311	3.29
	当中間連結会計期間	413,372	545	412,827	6,196	0	6,195	2.99
資金調達勘定	前中間連結会計期間	24,900,627	250,887	24,649,739	41,161	7,155	34,005	0.27
	当中間連結会計期間	24,382,495	167,773	24,214,722	64,914	6,030	58,884	0.48
うち預金	前中間連結会計期間	18,807,775	241	18,807,533	14,267		14,267	0.15
	当中間連結会計期間	18,854,057	263	18,853,793	28,293	25	28,268	0.29
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,075,932		2,075,932	1,766		1,766	0.16
	当中間連結会計期間	2,233,765		2,233,765	5,618		5,618	0.50
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	2,301,482		2,301,482	2,523		2,523	0.21
	当中間連結会計期間	1,520,166	566	1,519,600	4,887	17	4,869	0.63
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	73,553		73,553	66		66	0.18
	当中間連結会計期間	108,309		108,309	303		303	0.55
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	106,979		106,979	40		40	0.07
	当中間連結会計期間	131,311		131,311	780		780	1.18
うちコマーシャル ・ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	369,747	111,251	258,495	2,537	1,426	1,110	0.85
	当中間連結会計期間	355,791	30,005	325,785	1,848	663	1,185	0.72

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益合計は583億円、役務取引等費用合計は211億円となり、役務取引等収支合計では371億円となりました。

なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	55,318	166		55,484
	当中間連結会計期間	58,138	227		58,366
うち預金・ 貸出業務	前中間連結会計期間	11,222	28		11,251
	当中間連結会計期間	10,088	74		10,163
うち為替業務	前中間連結会計期間	13,785	136		13,922
	当中間連結会計期間	13,418	150		13,568
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	6,046			6,046
	当中間連結会計期間	7,646			7,646
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	10,601			10,601
	当中間連結会計期間	12,572			12,572
うち代理業務	前中間連結会計期間	3,838			3,838
	当中間連結会計期間	3,737			3,737
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	1,355			1,355
	当中間連結会計期間	1,253			1,253
うち保証業務	前中間連結会計期間	1,777			1,777
	当中間連結会計期間	1,710			1,710
役務取引等費用	前中間連結会計期間	19,999	53		20,052
	当中間連結会計期間	21,168	0		21,168
うち為替業務	前中間連結会計期間	3,064			3,064
	当中間連結会計期間	3,147			3,147

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は132億円、特定取引費用は0億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	9,430			9,430
	当中間連結会計期間	13,202			13,202
うち商品有価証券 収益	前中間連結会計期間	581			581
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融 派生商品収益	前中間連結会計期間	8,530			8,530
	当中間連結会計期間	12,069			12,069
うちその他の 特定取引収益	前中間連結会計期間	318			318
	当中間連結会計期間	1,133			1,133
特定取引費用	前中間連結会計期間	278			278
	当中間連結会計期間	97			97
うち商品有価証券 費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	36			36
うち特定取引 有価証券費用	前中間連結会計期間	278			278
	当中間連結会計期間	61			61
うち特定金融 派生商品費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うちその他の 特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

特定取引資産・負債の内訳(末残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産は5,462億円、特定取引負債は1,066億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	385,688			385,688
	当中間連結会計期間	546,233			546,233
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	17,154			17,154
	当中間連結会計期間	69,952			69,952
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	80			80
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	9			9
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	75,510			75,510
	当中間連結会計期間	87,094			87,094
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	293,014			293,014
	当中間連結会計期間	389,106			389,106
特定取引負債	前中間連結会計期間	49,310			49,310
	当中間連結会計期間	106,617			106,617
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	4,998			4,998
	当中間連結会計期間	51,261			51,261
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	40			40
	当中間連結会計期間				
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	11			11
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	44,271			44,271
	当中間連結会計期間	55,344			55,344
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(5) 銀行業務の状況

国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	18,913,640	21,899	156	18,935,383
	当中間連結会計期間	19,092,572	41,018		19,133,590
うち流動性預金	前中間連結会計期間	11,361,378	9,738		11,371,117
	当中間連結会計期間	11,204,247	17,819		11,222,066
うち定期性預金	前中間連結会計期間	6,909,929	9,443		6,919,372
	当中間連結会計期間	7,370,923	23,198		7,394,122
うちその他	前中間連結会計期間	642,333	2,717	156	644,894
	当中間連結会計期間	517,401			517,401
譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,276,490			2,276,490
	当中間連結会計期間	2,296,020			2,296,020
総合計	前中間連結会計期間	21,190,130	21,899	156	21,211,873
	当中間連結会計期間	21,388,592	41,018		21,429,610

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 国内・海外別貸出金残高の状況

(A) 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	17,969,226	100.00	17,265,488	100.00
製造業	2,037,867	11.34	1,901,870	11.02
農業	9,658	0.05	8,935	0.05
林業	3,598	0.02	3,117	0.02
漁業	9,148	0.05	7,643	0.04
鉱業	21,212	0.12	16,197	0.09
建設業	543,415	3.02	467,865	2.71
電気・ガス・熱供給・水道業	52,114	0.29	50,154	0.29
情報通信業	281,245	1.57	243,856	1.41
運輸業	457,908	2.55	409,483	2.37
卸売・小売業	2,086,897	11.61	1,927,159	11.16
金融・保険業	969,027	5.39	831,231	4.81
不動産業	1,906,362	10.61	1,897,173	10.99
各種サービス業	1,790,699	9.97	1,633,057	9.46
地方公共団体	443,148	2.47	269,413	1.56
その他	7,356,928	40.94	7,598,327	44.02
海外および特別国際金融取引勘定分	35,874	100.00	51,781	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	3,406	9.49	—	—
その他	32,468	90.51	51,781	100.00
合計	18,005,101	—	17,317,269	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び連結子会社であります。「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には、下記の計数が含まれております。

	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	6,684,747	37.20	6,945,592	40.22

(注) 平成19年9月30日より、法人向けローン(法人を債務者とした主にアパートローン)を控除しております。なお、平成18年9月30日の住宅ローン残高には、当該ローン残高29,488百万円を含んでおります。

(B) 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成18年9月30日	インドネシア	40,142
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	40,150
	(資産の総額に対する割合：(%))	(0.14)
平成19年9月30日	インドネシア	55,591
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	55,599
	(資産の総額に対する割合：(%))	(0.20)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国に所在する外国政府等の債権残高を掲げております。

③ 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	2,400,513	—	—	2,400,513
	当中間連結会計期間	2,811,246	—	—	2,811,246
地方債	前中間連結会計期間	183,217	—	—	183,217
	当中間連結会計期間	177,479	—	—	177,479
社債	前中間連結会計期間	926,213	—	—	926,213
	当中間連結会計期間	666,881	—	—	666,881
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
株式	前中間連結会計期間	731,724	—	—	731,724
	当中間連結会計期間	674,661	—	—	674,661
その他の証券	前中間連結会計期間	820,094	82	6,690	813,486
	当中間連結会計期間	297,782	3,973	6,615	295,140
合計	前中間連結会計期間	5,061,762	82	6,690	5,055,155
	当中間連結会計期間	4,628,052	3,973	6,615	4,625,409

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(6) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社1社です。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	162,432	10.82	140,978	8.95
有価証券	0	0.00	0	0.00
信託受益権	1,132	0.07	356	0.02
受託有価証券	253	0.02	327	0.02
金銭債権	387,172	25.78	384,116	24.40
動産不動産	525,724	35.00	—	—
有形固定資産	—	—	624,542	39.67
不動産の賃借権	3,582	0.24	—	—
無形固定資産	—	—	3,320	0.21
その他債権	8,843	0.59	10,636	0.68
銀行勘定貸	385,484	25.67	382,833	24.32
現金預け金	27,222	1.81	27,274	1.73
合計	1,501,849	100.00	1,574,386	100.00

負債

科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	531,892	35.42	505,571	32.11
財産形成給付信託	1,902	0.13	1,598	0.10
金銭信託以外の金銭の信託	0	0.00	0	0.00
有価証券の信託	253	0.02	327	0.02
金銭債権の信託	406,009	27.03	402,721	25.58
土地及びその定着物の信託	151,411	10.08	152,653	9.70
土地及びその定着物の賃借権の信託	4,698	0.31	4,759	0.30
包括信託	405,681	27.01	506,754	32.19
合計	1,501,849	100.00	1,574,386	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産

前中間連結会計期間末 75,975百万円

当中間連結会計期間末 72,868百万円

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	839	0.52	679	0.48
農業	—	—	—	—
林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—
建設業	605	0.37	573	0.40
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	15	0.01	—	—
運輸業	496	0.30	380	0.27
卸売・小売業	1,538	0.95	875	0.62
金融・保険業	33,526	20.64	31,609	22.42
不動産業	7,455	4.59	6,396	4.54
各種サービス業	1,692	1.04	883	0.63
地方公共団体	—	—	—	—
その他	116,266	71.58	99,583	70.64
合計	162,432	100.00	140,978	100.00

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	99,822	61.45	82,701	58.66

(注) 当中間連結会計期間末より、法人向けローン(法人を債務者とした主にアパートローン)を控除しております。なお、前中間連結会計期間末の住宅ローン残高には、当該ローン残高4,093百万円を含んでおります。

③ 元本補てん契約のある信託の運用/受入状況
金銭信託

科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	162,097	33.13	140,744	29.80
有価証券	—	—	—	—
その他	327,189	66.87	331,550	70.20
資産計	489,287	100.00	472,294	100.00
元本	488,427	99.82	471,455	99.82
債権償却準備金	489	0.10	423	0.09
その他	371	0.08	416	0.09
負債計	489,287	100.00	472,294	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含んでおります。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金162,097百万円のうち、破綻先債権額は46百万円、延滞債権額は3,314百万円、3ヵ月以上延滞債権額は139百万円、貸出条件緩和債権額は20,513百万円です。
また、これらの債権額の合計額は24,014百万円です。

当中間連結会計期間末 貸出金140,744百万円のうち、破綻先債権額は44百万円、延滞債権額は26,653百万円、3ヵ月以上延滞債権額は8百万円、貸出条件緩和債権額は4,230百万円です。
また、これらの債権額の合計額は30,937百万円です。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5	4
危険債権	28	262
要管理債権	206	42
正常債権	1,380	1,098

(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	224,536	212,555	△11,980
うち信託報酬	3,756	3,986	230
うち信託勘定不良債権処理損失	138	148	10
貸出金償却	215	244	28
その他の債権売却損等	△76	△95	△18
経費(除く臨時処理分)	106,834	114,747	7,912
人件費	31,223	36,412	5,188
物件費	69,042	71,266	2,223
税金	6,568	7,068	500
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	117,701	97,808	△19,893
一般貸倒引当金繰入額	480	△15,415	△15,895
業務純益	117,221	113,223	△3,998
信託勘定償却前業務純益	117,359	113,372	△3,987
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	117,839	97,957	△19,882
うち債券関係損益	△6,667	△14,777	△8,109
臨時損益	26,222	△41,702	△67,925
株式関係損益	33,017	△9,700	△42,718
銀行勘定不良債権処理損失	26,504	43,707	17,202
貸出金償却	9,408	19,185	9,776
個別貸倒引当金繰入額	19,749	24,951	5,201
特定海外債権引当勘定繰入額	△14	71	85
その他の債権売却損等	△2,639	△500	2,139
その他臨時損益	19,710	11,705	△8,004
経常利益	143,444	71,520	△71,923
特別損益	11,200	20,673	9,472
うち固定資産処分損益	62	△493	△555
うち減損損失	192	1,956	1,764
うち与信費用戻入額	11,330	23,122	11,791
税引前中間純利益	154,645	92,193	△62,451
法人税、住民税及び事業税	△1,028	△15,655	△14,627
法人税等調整額	△231,084	20,065	251,150
中間純利益	386,757	87,783	△298,974
与信関連費用総額	15,792	5,318	△10,473

- (注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋信託報酬＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
 2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
 3 信託勘定償却前業務純益＝業務純益＋信託勘定不良債権処理損失
 4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 6 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
 7 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
 8 与信関連費用総額＝信託勘定不良債権処理損失＋一般貸倒引当金繰入額＋銀行勘定不良債権処理損失－与信費用戻入額

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回 ①	1.62	1.79	0.17
(イ)貸出金利回	1.79	2.08	0.28
(ロ)有価証券利回	1.22	0.80	△0.41
(2) 資金調達原価 ②	0.95	1.24	0.29
(イ)預金等利回	0.09	0.26	0.16
(ロ)外部負債利回	0.22	0.61	0.39
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.66	0.55	△0.11

- (注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
 2 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	—	—	—
業務純益ベース	—	—	—
中間純利益ベース	—	—	—

(注) ROE算出式

$$= \frac{\text{普通株式に係る業務純益(又は中間純利益)} \times 365 \div 183}{\{(\text{期首純資産の部合計} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産の部合計} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2}$$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 銀行勘定

① 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(末残)	18,913,640	19,092,572	178,931
預金(平残)	18,786,806	18,816,033	29,226
貸出金(末残)	17,974,837	17,275,853	△698,983
貸出金(平残)	17,653,806	17,365,955	△287,851

② 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	10,684,039	11,011,165	327,126
法人その他	8,205,634	8,067,340	△138,294
合計	18,889,673	19,078,507	188,834

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	6,895,665	7,152,912	257,247
うち住宅ローン残高	6,684,747	6,945,592	260,845
うちその他ローン残高	210,918	207,320	△3,597

(注) 当中間会計期間より、法人向けローン(法人を債務者とした主にアパートローン)を控除しております。
なお、前中間会計期間の消費者ローン残高には当該ローン残高29,773百万円を含んでおります。

④ 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	14,462,521	14,270,222	△192,299
総貸出金残高	②	百万円	17,974,837	17,275,853	△698,983
中小企業等貸出金比率	①/②	%	80.45	82.60	2.14
中小企業等貸出先件数	③	件	652,717	664,778	12,061
総貸出先件数	④	件	654,984	666,945	11,961
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.65	99.67	0.02

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

① 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

		前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	末残	488,427	471,455	△16,971
	平残	502,259	498,720	△3,539
貸出金	末残	162,097	140,744	△21,352
	平残	168,528	146,575	△21,953

② 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	237,398	220,205	△17,192
法人その他	251,029	251,249	220
合計	488,427	471,455	△16,971

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	116,052	95,949	△20,102
うち住宅ローン残高	99,822	82,701	△17,121
うちその他ローン残高	16,229	13,247	△2,981

(注) 当中間会計期間より、法人向けローン(法人を債務者とした主にアパートローン)を控除しております。
なお、前中間会計期間の消費者ローン残高には、当該ローン残高4,093百万円を含んでおります。

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	128,065	108,749	△19,315
総貸出金残高	②	百万円	162,432	140,978	△21,454
中小企業等貸出金比率	①/②	%	78.84	77.13	△1.71
中小企業等貸出先件数	③	件	7,839	6,801	△1,038
総貸出先件数	④	件	7,886	6,842	△1,044
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.40	99.40	△0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	180	1,079	116	745
信用状	3,425	36,543	3,096	31,768
保証	68,009	1,094,798	58,853	512,652
計	71,614	1,132,420	62,065	545,166

(注) 当中間会計期間より、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する支払承諾及び支払承諾見返については相殺表示しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき、自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	279,928	279,928
	うち非累積的永久優先株 (注1)	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	404,408	404,408
	利益剰余金	483,966	270,616
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	108,909	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△1,847	△988
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	143,392	142,272
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	135,585	132,744
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	14	—
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した 自己資本相当額(△)	—	6,285
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	1,200,924	1,089,952
	繰延税金資産の控除金額(△) (注2)	—	—
	計 (A)	1,200,924	1,089,952
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注3)	135,585	132,744	

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補充的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	48,976	47,287
	一般貸倒引当金	107,306	104,320
	負債性資本調達手段等	683,382	633,402
	うち永久劣後債務 (注4)	458,909	395,317
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注5)	224,472	238,084
	計	839,665	785,010
	うち自己資本への算入額 (B)	839,665	785,010
控除項目	控除項目 (注6) (C)	117,286	77,603
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	1,923,303	1,797,359
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	16,357,851	14,477,265
	オフ・バランス取引等項目	811,189	1,244,314
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	15,721,580
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	969,640
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	77,571
	計 ((E) + (F)) (注7) (H)	17,169,040	16,691,221
連結自己資本比率(国内基準) = (D)/(H) × 100 (%)		11.20	10.76
(参考) Tier1比率 = (A)/(H) × 100 (%)		—	6.53

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 平成19年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は273,443百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は326,985百万円であります。
- 3 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 5 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 6 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 7 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	279,928	279,928
	うち非累積的永久優先株 (注1)	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	279,928	279,928
	その他資本剰余金	72,280	72,280
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	532,468	312,088
	その他	137,404	134,339
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	108,909	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した 自己資本相当額 (△)	—	6,285
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	1,193,100	1,072,280
	繰延税金資産の控除金額(△) (注2)	—	—
	計 (A)	1,193,100	1,072,280
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注3)	135,585	132,744
	土地の再評価額と再評価の直前の 帳簿価額の差額の45%相当額	48,976	47,287
	一般貸倒引当金	106,951	103,285
	負債性資本調達手段等	683,382	633,402
	うち永久劣後債務 (注4)	458,909	395,317
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注5)	224,472	238,084
	計	839,310	783,975
うち自己資本への算入額 (B)	839,310	783,975	
控除項目	控除項目 (注6) (C)	127,383	81,051
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	1,905,027	1,775,204
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	16,297,480	14,394,551
	オフ・バランス取引等項目	814,829	1,247,778
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	15,642,330
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	883,320
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	70,665
計 ((E)+(F)) (注7) (H)	17,112,309	16,525,651	
単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100(%)		11.13	10.74
(参考) Tier1比率=(A)/(H)×100(%)		—	6.48

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 平成19年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は272,877百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は321,684百万円であります。
- 3 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 5 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 6 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
- 7 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(※)優先出資証券の概要

当社では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言 ^{(注)1} が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	当社優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 ^{(注)3} 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	当社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由 ^{(注)4} が発生した場合 (2) 直近に終了した事業年度について当社が当社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位

(注) 1 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由：

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由：

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合。

支払不能事由：

① 債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合。

② 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

政府による宣言：

監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合。

2 当社優先株式

当社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る当社の分配可能額から、当該事業年度中に当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該事業年度に当社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したものの。ただし、当社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が当社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び当社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4 監督事由

当社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	306	378
危険債権	2,374	2,757
要管理債権	2,137	1,590
正常債権	186,909	178,368

(参考) 銀行勘定・信託勘定合算

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	311	383
危険債権	2,402	3,019
要管理債権	2,344	1,633
正常債権	188,290	179,466

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、持続的成長により公的資金の返済を実現していくために、平成18年11月に新たな「経営の健全化のための計画」を公表し、この計画に基づいて、資産効率重視の収益増強、取引基盤の拡大、最重要の戦略資源である人材の改革、さらには信頼度No. 1 への挑戦を重点課題とし、経営の質を重視した成長戦略に取り組んでまいります。

・資産効率重視の収益増強

当社グループの強みである中堅・中小企業や個人のお客さまへの貸出に注力するとともに、金融商品販売、不動産、企業年金等の非金利収益の増強に取り組むことで、資産の効率性向上を図ってまいります。あわせて、オペレーション改革等を通じたローコスト運営の一層の推進に取り組んでまいります。

・お客さま価値創造を通じた取引基盤の維持・拡大

少子高齢化や高度情報化等の進展によるお客さま主導型社会の到来により、お客さまが銀行を選ぶ時代になる中、不動産や企業年金業務といったりそなグループの強みの活用や、アライアンス戦略の拡大による利便性の向上、地域運営によるお客さまへのソリューション提供力やリレーションシップの強化に取り組んでまいります。こうしたりそな独自の切り口や取組み方で銀行業務を行うことにより、競争優位性の向上を図り、取引基盤を拡大してまいります。

・現場力向上に向けた人材改革

オペレーション改革の実施により捻出された人員を営業部門にシフトすることで、限られた人的資源を有効に活用し、取引基盤の拡大や収益力の向上に取り組んでおります。また金融のプロフェッショナルとしての社員一人ひとりの質を高め、生産性向上を実現してまいります。

・信頼度No. 1 への挑戦

「企業の信頼性」に対する社会からの要求がますます強まる中、法令等の遵守はもとより、情報管理の徹底やお客さま保護への積極的な取組みに努めてまいります。また、オペレーション改革や次世代型店舗の展開により、事務プロセスそのものを簡素化・自動処理化し、可能な限り人手の介在しない、事務過誤の発生しない仕組みを構築してまいります。

りそなグループは、『りそな』の原点である地域に密着した金融機関としての姿勢や地域のお客さまを大切にする方針をこれまで以上に徹底してまいります。さらに、これからも様々な変革に挑戦することにより、「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当社	—	錦糸町支店	東京都墨田区	新築	店舗	152	958	平成19年5月

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	土地		建物	その他の 有形固定 資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当社	—	野田支店	大阪府 大阪市	売却	店舗	—	—	107	—	107	—

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	405,000,000,000
乙種優先株式	680,000,000
丁種優先株式	120,000
戊種優先株式	240,000,000
己種優先株式	80,000,000
第1種優先株式	12,500,000,000
第2種優先株式	12,808,217,550
第3種優先株式	12,500,000,000
計	443,808,337,550

(注) 1 丁種優先株式につきましては、平成19年2月28日に60,000株、平成19年7月31日に60,000株の引換請求により、全て普通株式への引換を完了しております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	30,845,461,536	同左	—	議決権あり
乙種第一回優先株式	680,000,000	同左	—	(注) 2
戊種第一回優先株式	240,000,000	同左	—	(注) 3
己種第一回優先株式	80,000,000	同左	—	(注) 4
第1種第一回優先株式	12,500,000,000	同左	—	議決権あり(注) 5
第2種第一回優先株式	12,808,217,550	同左	—	議決権あり(注) 6
第3種第一回優先株式	12,500,000,000	同左	—	議決権あり(注) 7
計	69,653,679,086	同左	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成19年12月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式の普通株式への引換に係る株式数は含まれておりません。

2 乙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 乙種優先配当金

① 乙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

乙種優先株式配当金の額は、乙種優先株式1株につき6円36銭とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、乙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

- ④ 乙種優先中間配当金
 中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先中間配当金を支払う。乙種優先株式1株当たりの乙種優先中間配当金の額は、乙種優先配当金の額の2分の1を上限とする。
- (2) 残余財産の分配
 残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記600円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
 乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換

- ① 取得を請求し得べき期間
 平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- ② 引換比率
 乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は2.034株とする。
- ③ 引換比率の修正
 引換比率は、平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下修正日という)に、下記算式により計算される引換比率に修正される。

$$\text{修正後引換比率} = \frac{600\text{円}}{\text{時価に基づく価額} \times 1.020}$$

修正後引換比率が3.429を超える場合は、3.429とする。
 上記算式で使用する時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。

- ④ 引換比率の調整
 今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換比率を調整する。
- (5) 優先株式の取得条項
 平成21年3月31日までに引換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって当会社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる数の普通株式を優先株主に対し交付する。
- (6) 優先株式の取得および消却
- ① 当社はいつでも乙種優先株式を取得し、これを消却することができる。
- ② 前項に基づく乙種優先株式の取得および消却は、乙種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
- ③ 乙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
 乙種優先株主は、株主総会において議決権を行使することができない。
- (8) 新株予約権等
 乙種優先株式について株式の併合または分割は行わない。乙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3 戊種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1) 戊種優先配当金
- ① 戊種優先配当金
 毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年14円38銭の優先配当金を支払う。
 ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。
- ② 非累積条項
 ある事業年度において優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
 戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて配当は行わない。

- ④ 戊種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先中間配当を支払う。戊種優先株式1株当たりの戊種優先中間配当金の額は、戊種優先配当金の額の2分の1を上限とする。
 - (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250円を支払う。
戊種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。
 - (3) 優先順位
乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
 - (4) 普通株式への引換
 - ① 取得を請求し得べき期間
平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
 - ② 引換価額
戊種優先株式は288円60銭の引換価額で普通株式に引換することができる。
 - ③ 引換価額の修正
また、引換価額は平成21年7月1日まで毎年7月1日(以下、引換価額修正日という)に、その時点での時価に基づく価額に修正される。
時価に基づく価額とは、当該引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後引換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。
 - ④ 引換価額の調整
今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、引換価額を調整する。
 - (5) 優先株式の取得条項
平成21年11月30日までに引換請求のなかった戊種優先株式は平成21年12月1日をもって、当社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。
 - (6) 優先株式の取得および消却
 - ① 当社はいつでも戊種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく戊種優先株式の取得および消却は、戊種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
 - ③ 戊種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
 - (7) 議決権条項
戊種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。
 - (8) 新株予約権等
戊種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。戊種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 4 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 己種優先配当金
 - ① 己種優先配当金
毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年18円50銭の優先配当金を支払う。
ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。
 - ② 非累積条項
ある事業年度において優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて配当は行わない。

- ④ 己種優先中間配当金
 中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先中間配当を支払う。己種優先株式1株当たりの己種優先中間配当金の額は、己種優先配当金の額の2分の1を上限とする。
- (2) 残余財産の分配
 残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250円を支払う。
 己種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
 乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
- ① 取得を請求し得べき期間
 平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- ② 引換価額
 己種優先株式は288円60銭の引換価額で普通株式に引換することができる。
- ③ 引換価額の修正
 引換価額は平成26年7月1日まで毎年7月1日(以下、引換価額修正日という)に、その時点での時価に基づく価額に修正される。
 時価に基づく価額とは、当該引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後引換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。
- ④ 引換価額の調整
 今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、引換価額を調整する。
- (5) 優先株式の取得条項
 平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は平成26年12月1日をもって当会社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。
- (6) 優先株式の取得および消却
- ① 当社はいつでも己種優先株式を取得し、これを消却することができる。
- ② 前項に基づく己種優先株式の取得および消却は、己種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
- ③ 乙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
 己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。
- (8) 新株予約権等
 己種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 5 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第1種優先配当金
- ① 第1種優先配当金
 剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。
 第1種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。
 配当率₁は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
 配当率₁ = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%
 配当率₂は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

- ② 非累積条項
ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 第1種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき44円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
- ① 取得を請求し得べき期間
平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
 - ② 引換価額
第1種優先株式は65円93銭の引換価額で普通株式に引換することができる。
 - ③ 引換価額の修正
引換価額は、毎年8月1日(以下引換価額修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率(0.22)を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額(6円16銭)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - ④ 引換価額の調整
今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 優先株式の取得および消却
- ① 当社はいつでも第1種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく第1種優先株式の取得および消却は、第1種優先株式単独で、または他の優先株式と同時にすることができる。
 - ③ 第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項
第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株引受権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第2種優先配当金

① 第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき44円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

① 取得を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

当初引換価額は、平成20年7月1日(以下取得開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に基づく価額に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初引換価額が4円40銭(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、取得開始期日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③ 引換価額の修正

当初引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- ④ 引換価額の調整
今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 優先株式の取得および消却
- ① 当社はいつでも第2種優先株式を取得し、これを消却することができる。
- ② 前項に基づく第2種優先株式の取得および消却は、第2種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
- ③ 第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項
第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株引受権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 7 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
- ① 第3種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第3種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第3種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき44円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
- ① 取得を請求し得べき期間
平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に基づく価額に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初引換価額が3円74銭(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、取得開始期日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③ 引換価額の修正

当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得および消却

- ① 当社はいつでも第3種優先株式を取得し、これを消却することができる。
- ② 前項に基づく第3種優先株式の取得および消却は、第3種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
- ③ 第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年7月31日 (注) 1	763	69,653,739	—	279,928	—	279,928
平成19年9月28日 (注) 2	△60	69,653,679	—	279,928	—	279,928

(注) 1 丁種第一回優先株式についての引換請求による普通株式の発行

2 自己株式(丁種第一回優先株式)の消却

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	30,845,461	100.00
計	—	30,845,461	100.00

② 乙種第一回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	680,000	100.00
計	—	680,000	100.00

③ 戊種第一回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	240,000	100.00
計	—	240,000	100.00

④ 己種第一回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	80,000	100.00
計	—	80,000	100.00

⑤ 第1種第一回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,500,000	100.00
計	—	12,500,000	100.00

⑥ 第2種第一回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,808,217	100.00
計	—	12,808,217	100.00

⑦ 第3種第一回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,500,000	100.00
計	—	12,500,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	乙種第一回優先株式 680,000,000 戊種第一回優先株式 240,000,000 己種第一回優先株式 80,000,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,845,461,000 第1種第一回優先株式 12,500,000,000 第2種第一回優先株式 12,808,217,000 第3種第一回優先株式 12,500,000,000	30,845,461 12,500,000 12,808,217 12,500,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
単元未満株式	普通株式 536 第2種第一回優先株式 550	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	69,653,679,086	—	—
総株主の議決権	—	68,653,678	—

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

① 普通株式

当社株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

② 優先株式

当社優先株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員
該当ありません。

(2) 退任役員
該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役兼専務執行役員 人材サービス部担当 兼コーポレートガバナンス事務局担当	取締役兼専務執行役員 人材サービス室担当 兼コーポレートガバナンス室担当	中 村 重 治	平成19年10月1日

第5 【経理の状況】

1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表並びに当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	607,996	2.23	1,153,926	4.33	1,100,979	4.01
コールローン及び買入手形		1,350,078	4.94	1,239,262	4.65	1,178,689	4.29
買現先勘定		6,998	0.03				
債券貸借取引支払保証金		22,459	0.08	218,590	0.82	75,978	0.28
買入金銭債権		8,842	0.03	50,013	0.19	53,086	0.19
特定取引資産	8	385,688	1.41	546,233	2.05	362,802	1.32
金銭の信託						10,385	0.04
有価証券	1, 2,8, 15	5,055,155	18.51	4,625,409	17.37	5,260,736	19.16
貸出金	3, 4,5, 6,7, 8,9	18,005,101	65.92	17,317,269	65.01	17,850,251	65.00
外国為替	7	70,483	0.26	69,448	0.26	70,739	0.26
その他資産	8	569,579	2.08	687,756	2.58	744,609	2.71
有形固定資産	10, 11, 12	314,317	1.15	303,820	1.14	307,841	1.12
無形固定資産		8,251	0.03	8,286	0.03	8,275	0.03
繰延税金資産		247,902	0.91	273,334	1.03	275,829	1.00
支払承諾見返	15	1,039,999	3.81	526,983	1.98	550,704	2.00
貸倒引当金		366,334	1.34	368,223	1.38	373,862	1.36
投資損失引当金		14,688	0.05	14,832	0.06	14,775	0.05
資産の部合計		27,311,831	100.00	26,637,278	100.00	27,462,271	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	18,935,383	69.33	19,133,590	71.83	19,528,013	71.11
譲渡性預金		2,276,490	8.33	2,296,020	8.62	1,823,690	6.64
コールマネー及び売渡手形	8	1,813,701	6.64	1,102,592	4.14	1,495,929	5.45
売現先勘定	8	47,975	0.18	236,312	0.89	13,983	0.05
債券貸借取引受入担保金	8			27,644	0.10	26,001	0.10
特定取引負債		49,310	0.18	106,617	0.40	117,821	0.43
借入金	8, 13	278,589	1.02	414,109	1.55	775,586	2.82
外国為替		13,048	0.05	13,247	0.05	13,608	0.05
社債	14	674,382	2.47	624,402	2.34	616,141	2.24
信託勘定借		385,484	1.41	382,833	1.44	417,715	1.52
その他負債		235,181	0.86	394,925	1.48	387,518	1.41
賞与引当金				5,590	0.02		
退職給付引当金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
事業再構築引当金		96	0.00				
店舗チャンネル改革引当金		2,525	0.01				
その他の引当金				2,568	0.01	2,705	0.01
特別法上の引当金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
繰延税金負債		0	0.00	0	0.00	0	0.00
再評価に係る繰延税金負債	10	45,541	0.17	43,993	0.17	44,213	0.16
支払承諾	15	1,039,999	3.81	526,983	1.98	550,704	2.01
負債の部合計		25,797,709	94.46	25,311,433	95.02	25,813,635	94.00
(純資産の部)							
資本金		279,928	1.03	279,928	1.05	279,928	1.02
資本剰余金		404,408	1.48	404,408	1.52	404,408	1.47
利益剰余金		483,964	1.77	270,614	1.02	545,627	1.99
株主資本合計		1,168,301	4.28	954,952	3.59	1,229,964	4.48
その他有価証券評価差額金		153,951	0.56	184,693	0.69	224,782	0.82
繰延ヘッジ損益		12,971	0.05	16,175	0.06	15,366	0.06
土地再評価差額金	10	63,295	0.23	61,090	0.23	61,412	0.22
為替換算調整勘定		1,847	0.00	988	0.00	1,400	0.00
評価・換算差額等合計		202,427	0.74	228,620	0.86	269,428	0.98
少数株主持分		143,392	0.52	142,272	0.53	149,243	0.54
純資産の部合計		1,514,121	5.54	1,325,845	4.98	1,648,636	6.00
負債及び純資産の部合計		27,311,831	100.00	26,637,278	100.00	27,462,271	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		402,015	100.00	363,101	100.00	807,694	100.00
資金運用収益		219,788		234,962		459,586	
(うち貸出金利息)		(161,145)		(183,745)		(335,724)	
(うち有価証券利息配当金)		(34,961)		(21,594)		(71,935)	
信託報酬		3,756		3,986		8,227	
役務取引等収益		55,484		58,366		120,409	
特定取引収益		9,430		13,202		22,021	
その他業務収益		24,652		30,737		60,688	
その他経常収益	2	88,902		21,846		136,760	
経常費用		254,029	63.19	288,398	79.43	505,023	62.53
資金調達費用		34,005		58,896		85,043	
(うち預金利息)		(14,267)		(28,268)		(35,890)	
役務取引等費用		20,052		21,168		43,485	
特定取引費用		278		97		455	
その他業務費用		27,992		41,687		36,060	
営業経費		106,223		110,853		228,563	
その他経常費用	3	65,477		55,695		111,414	
経常利益		147,985	36.81	74,703	20.57	302,671	37.47
特別利益	4	11,904	2.96	25,815	7.11	23,942	2.97
特別損失	1,5	704	0.17	2,508	0.69	7,851	0.97
税金等調整前中間(当期)純利益		159,186	39.60	98,011	26.99	318,761	39.47
法人税、住民税及び事業税		1,028	0.25	15,651	4.31	11,742	1.45
法人税等調整額		231,084	57.48	20,065	5.52	233,532	28.91
少数株主利益		5,676	1.41	5,659	1.56	11,375	1.41
中間(当期)純利益		385,622	95.92	87,936	24.22	552,661	68.42

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	279,928	404,408	308,378	992,716
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)			210,048	210,048
中間純利益			385,622	385,622
土地再評価差額金取崩			11	11
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)				
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)			175,585	175,585
平成18年9月30日残高(百万円)	279,928	404,408	483,964	1,168,301

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	201,317		63,306	1,946	262,677	147,575	1,402,969
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)							210,048
中間純利益							385,622
土地再評価差額金取崩							11
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	47,366	12,971	11	99	60,250	4,183	64,433
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	47,366	12,971	11	99	60,250	4,183	111,152
平成18年9月30日残高(百万円)	153,951	12,971	63,295	1,847	202,427	143,392	1,514,121

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	279,928	404,408	545,627	1,229,964
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当			363,271	363,271
中間純利益			87,936	87,936
土地再評価差額金取崩			322	322
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)				
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)			275,012	275,012
平成19年9月30日残高(百万円)	279,928	404,408	270,614	954,952

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	224,782	15,366	61,412	1,400	269,428	149,243	1,648,636
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当							363,271
中間純利益							87,936
土地再評価差額金取崩							322
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	40,089	808	322	412	40,808	6,971	47,779
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	40,089	808	322	412	40,808	6,971	322,791
平成19年9月30日残高(百万円)	184,693	16,175	61,090	988	228,620	142,272	1,325,845

前連結会計年度(自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年 3月31日残高(百万円)	279,928	404,408	308,378	992,716
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当(注)			210,048	210,048
剰余金の配当			107,258	107,258
当期純利益			552,661	552,661
土地再評価差額金の取崩			1,893	1,893
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)			237,248	237,248
平成19年 3月31日残高(百万円)	279,928	404,408	545,627	1,229,964

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年 3月31日残高(百万円)	201,317		63,306	1,946	262,677	147,575	1,402,969
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当(注)							210,048
剰余金の配当							107,258
当期純利益							552,661
土地再評価差額金の取崩							1,893
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	23,464	15,366	1,893	545	6,750	1,667	8,418
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	23,464	15,366	1,893	545	6,750	1,667	245,667
平成19年 3月31日残高(百万円)	224,782	15,366	61,412	1,400	269,428	149,243	1,648,636

(注) 平成18年 6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		159,186	98,011	318,761
減価償却費		4,332	4,527	8,733
減損損失		192	1,956	5,937
のれん償却額		13	13	27
持分法による投資損益(△)		△1,785	232	△9,090
貸倒引当金の増加額		7,922	△5,639	15,449
投資損失引当金の増加額		197	57	284
賞与引当金の増加額		—	5,590	—
事業再構築引当金の増加額		△60	—	△156
退職給付引当金の増加額		0	0	0
資金運用収益		△219,788	△234,962	△459,586
資金調達費用		34,005	58,896	85,043
有価証券関係損益(△)		△25,132	837	△72,313
金銭の信託運用損益		—	△248	△385
為替差損益(△)		△39,620	△39,670	△56,632
固定資産処分損益(△)		△62	266	599
特定取引資産の純増(△)減		266,151	△183,430	289,037
特定取引負債の純増減(△)		△25,073	△11,203	43,437
貸出金の純増(△)減		29,996	532,981	184,846
預金の純増減(△)		△700,413	△394,423	△107,784
譲渡性預金の純増減(△)		441,260	472,330	△11,540
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減(△)		243,701	△344,586	737,565
預け金(日銀預け金を除く)の 純増(△)減		31,618	△364,912	△76,499
コールローン等の純増(△)減		△364,096	△59,960	△229,580

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
債券貸借取引支払保証金の 純増(△)減		△11,411	△142,612	△64,930
コールマネー等の純増減(△)		△932,766	△171,546	△1,282,747
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)		—	1,643	26,001
外国為替(資産)の純増(△)減		6,462	282	6,206
外国為替(負債)の純増減(△)		△7,239	△360	△6,679
信託勘定借の純増減(△)		△40,628	△34,882	△8,397
資金運用による収入		222,288	232,263	458,578
資金調達による支出		△40,069	△65,081	△81,902
その他		36,665	109,991	50,060
小計		△924,152	△533,639	△237,653
法人税等の支払額		10,990	12,192	10,701
営業活動による キャッシュ・フロー		△913,161	△521,447	△226,951
Ⅱ 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△9,197,284	△11,204,152	△19,399,184
有価証券の売却による収入		8,609,930	10,818,823	18,360,849
有価証券の償還による収入		1,130,701	967,636	1,478,458
金銭の信託の増加 による支出		—	—	△10,000
金銭の信託の減少 による収入		—	10,269	—
有形固定資産の取得 による支出		△2,827	△2,332	△6,842
有形固定資産の売却 による収入		502	248	1,101
無形固定資産の取得 による支出		△931	△752	△2,451
無形固定資産の売却 による収入		1,526	5	2,140
投資活動による キャッシュ・フロー		541,618	589,744	424,071

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
Ⅲ 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の 返済による支出		△7,000	△17,000	△7,000
劣後特約付社債の 発行による収入		96,968	—	96,960
劣後特約付社債の 償還による支出		△36,200	—	△112,743
配当金支払額		△210,048	△363,271	△317,306
少数株主への配当金支払額		△198	—	△212
財務活動による キャッシュ・フロー		△156,477	△380,271	△340,301
Ⅳ 現金及び現金同等物に 係る換算差額		20	7	47
Ⅴ 現金及び現金同等物の 増加額		△528,000	△311,966	△143,135
Ⅵ 現金及び現金同等物の 期首残高		960,248	817,113	960,248
Ⅶ 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		432,247	505,147	817,113

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 8社 主要な会社名 P.T.Bank Resona Perdania あさひ銀リテールファイナンス株式会社、 Resona Preferred Capital(Cayman)3 Limited、Resona Preferred Capital (Cayman)6 Limited、 Resona Preferred Securities(Cayman)3 Limited 及び Resona Preferred Securities (Cayman)6 Limited は 清算により当中間連結 会計期間から連結の範 囲より除外しておりま す。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、そ の資産、経常収益、中 間純損益(持分に見合 う額)、利益剰余金(持 分に見合う額)及び繰 延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみ て、連結の範囲から除 いても企業集団の財政 状態及び経営成績に 関する合理的な判断を 妨げない程度に重要 性が乏しいため、連 結の範囲から除外し ております。</p>	<p>(1) 連結子会社 5社 主要な会社名 P.T.Bank Resona Perdania Daiwa International Finance(Cayman) Limited 及び Daiwa PB Limited は清算に より当中間連結会計 期間から連結の範囲 より除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、そ の資産、経常収益、中 間純損益(持分に見合 う額)、利益剰余金(持 分に見合う額)及び繰 延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみ て、連結の範囲から除 いても企業集団の財政 状態及び経営成績に 関する合理的な判断を 妨げない程度に重要 性が乏しいため、連 結の範囲から除外し ております。</p>	<p>(1) 連結子会社 7社 主要な連結子会社名 は、「第1 企業の概 況 4 関係会社の状 況」に記載しているた め省略しました。 あさひ銀リテールファ イナンス株式会社、 Resona Preferred Capital(Cayman)3 Limited、Resona Preferred Capital (Cayman)6 Limited、 Resona Preferred Securities(Cayman)3 Limited、Resona Preferred Securities (Cayman)6 Limited 及び Resona Bank (Capital Management) Plcは清算により当連 結会計年度から連結 の範囲より除外して おります。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、そ の資産、経常収益、当 期純損益(持分に見合 う額)、利益剰余金(持 分に見合う額)及び繰 延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみ て、連結の範囲から除 いても企業集団の財政 状態及び経営成績に 関する合理的な判断を 妨げない程度に重要 性が乏しいため、連 結の範囲から除外し ております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(追加情報) 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。 なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。	
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 4社 主要な会社名 りそな保証株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. (4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 4社 主要な会社名 りそな保証株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. (4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 4社 主要な会社名 りそな保証株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. (4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 5社 9月末日 3社</p> <p>(2) 上記の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 4社 9月末日 1社</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 4社 3月末日 3社</p> <p>(2) 上記の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。		また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法と比べその他有価証券評価差額金は203百万円減少し、繰延税金資産は139百万円増加しており、税金等調整前中間純利益は343百万円増加しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	(ロ) 同左	<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法と比べその他有価証券評価差額金は496百万円減少し、繰延税金資産は339百万円増加しており、税金等調整前当期純利益は836百万円増加しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当社の有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 2年～50年 動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 2年～50年 動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ18百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ194百万円減少しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当社の有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 2年～50年 動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p> <p>のれんの償却については、原則5年間の均等償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>同左</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は316,939百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は249,596百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は255,177百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>なお、賞与引当金は業績インセンティブ給与が制度として定着し、当中間連結会計期間に帰属する額を合理的に見積もることができるようになったため、当中間連結会計期間より計上しております。</p>	
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(8) 事業再構築引当金の計上基準 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却及び店舗統廃合に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。	—————	—————
	(9) 店舗チャネル改革引当金の計上基準 店舗チャネル改革引当金は、収益基盤の維持・強化とローコスト運営を両立する新しい店舗チャネルを再構築するための店舗の移転・統廃合・形態変更等に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。	—————	—————
	—————	(9) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりです。 預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。	(8) その他の引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金0百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(9) 特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(12) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(12) リース取引の処理方法 同左</p>	<p>(11) リース取引の処理方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金等か</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は7,187百万円(税効果控除前)、繰延ヘッジ利益は9,632百万円(同前)であります。</p>	<p>等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3,312百万円(税効果控除前)、繰延ヘッジ利益は4,265百万円(同前)であります。</p>	<p>ら生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4,958百万円(税効果控除前)、繰延ヘッジ利益は6,257百万円(同前)であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	(ハ)連結会社間取引等 同左	(ハ)連結会社間取引等 同左
	(14)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14)消費税等の会計処理 当社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(13)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
	(15)連結納税制度の適用 当社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として連結納税制度を適用しております。	(15)連結納税制度の適用 同左	(14)連結納税制度の適用 同左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は1,383,700百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は471百万円、「社債」は471百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は1,514,759百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度末における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は461百万円、「社債」は461百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計方針) 固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、稼働資産については、グルーピングの単位を一定の地域等から、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店に変更しております。この変更は、当社において同一店舗内に複数営業店が併存する形態が店舗統廃合で解消したことなどにより、管理会計上の区分である各営業店別のキャッシュ・フローがより精緻に把握できるようになったことによるものであります。この変更により、従来の方法に比べ、「税金等調整前当期純利益」が1,823百万円減少しております。 なお、同一店舗内に複数営業店が併存する形態は、下期に解消したため当中間連結会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、税金等調整前中間純利益は1,605百万円多く計上されております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当中間連結会計期間より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。</p>	<p>固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、稼働資産については、前連結会計年度の下期において、グルーピングの単位を一定の地域等から、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店に変更いたしました。従って、前中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、税金等調整前中間純利益は1,605百万円多く計上されております。</p>	<p>株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当連結会計年度より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式25,474百万円及び出資金4,003百万円が含まれております。</p> <p>※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は29,352百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当中間連結会計期間末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は12,517百万円、延滞債権額は247,918百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式32,250百万円及び出資金23百万円が含まれております。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は148,495百万円、再貸付けに供している有価証券は9,902百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,927百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は14,429百万円、延滞債権額は289,851百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式32,667百万円及び出資金4,003百万円が含まれております。</p> <p>※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は7,263百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当期末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は13,335百万円、延滞債権額は265,001百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,575百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,366百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,485百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は206,822百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は152,289百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は186,361百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は474,833百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は463,937百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は470,183百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は244,211百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は203,763百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、239,078百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※8 担保に供している資産は、次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 47,975百万円 有価証券 1,989,095百万円 貸出金 317,100百万円 その他資産 1,697百万円 担保資産に対応する債務 預金 60,930百万円 コールマネー及び売渡手形 15,000百万円 売現先勘定 47,975百万円 借入金 245,300百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券656,428百万円及びその他資産4,892百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は18,155百万円、敷金保証金は17,531百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は、次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 221,670百万円 有価証券 2,066,059百万円 貸出金 160,006百万円 その他資産 3,950百万円 担保資産に対応する債務 預金 67,370百万円 売現先勘定 236,312百万円 債券貸借取引受入担保金 27,644百万円 借入金 398,800百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金246百万円、有価証券831,618百万円及びその他資産14,671百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,222百万円、敷金保証金は16,955百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 63,929百万円 有価証券 2,195,006百万円 貸出金 221,233百万円 その他資産 3,897百万円 担保資産に対応する債務 預金 101,370百万円 売現先勘定 13,983百万円 借入金 742,200百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金356百万円、有価証券746,588百万円、その他資産3,293百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は14,756百万円、敷金保証金は17,067百万円であります。</p>
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,140,064百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,995,415百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,224,071百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,926,030百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,634,167百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,323,938百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,261百万円
※11 有形固定資産の減価償却累計額 141,294百万円	※11 有形固定資産の減価償却累計額 137,355百万円	※11 有形固定資産の減価償却累計額 135,798百万円
※12 有形固定資産の圧縮記帳額 44,791百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)	※12 有形固定資産の圧縮記帳額 44,687百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)	※12 有形固定資産の圧縮記帳額 44,743百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)
※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金26,000百万円が含まれております。	※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金9,000百万円が含まれております。	※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金26,000百万円が含まれております。
※14 社債は全額劣後特約付社債であります。	※14 社債は全額劣後特約付社債であります。	※14 社債は全額劣後特約付社債であります。
	※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は420,991百万円であります。 なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ471,712百万円減少します。	※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は465,608百万円であります。 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。 これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ465,608百万円減少しております。
16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託488,427百万円であります。	16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託471,455百万円あります。	16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託516,755百万円あります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>2 「その他経常収益」には、 株式等売却益 64,407百万円 を含んでおります。</p> <p>3 「その他経常費用」には、 株式等売却損 26,292百万円 貸倒引当金繰入額 21,092百万円 貸出金償却 9,408百万円 を含んでおります。</p> <p>4 「特別利益」には、 償却債権取立益 11,330百万円 を含んでおります。</p> <p>5 「特別損失」には、 固定資産処分損 512百万円 減損損失 192百万円 を含んでおります。</p>	<p>2 「その他経常収益」には、 株式等売却益 12,661百万円 を含んでおります。</p> <p>3 「その他経常費用」には、 株式等売却損 20,503百万円 貸出金償却 19,185百万円 貸倒引当金繰入額 10,050百万円 を含んでおります。</p> <p>4 「特別利益」には、 償却債権取立益 25,529百万円 を含んでおります。</p> <p>5 「特別損失」には、 減損損失 1,956百万円 固定資産処分損 551百万円 を含んでおります。</p>	<p>1 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、稼働資産のうち一部の営業用店舗について1,824百万円、廃止予定店舗や遊休施設等について4,113百万円の「減損損失」を計上しております。 上記「減損損失」の合計のうち、建物は2,046百万円、土地は1,432百万円、その他の有形固定資産は2,457百万円であります。 グルーピングの単位は、稼働資産については、継続的な管理・把握を実施している各営業店舗としております。本部、研修所、システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は、共用資産としております。また、廃止予定店舗や遊休施設等については、各々独立した単位としております。 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。 なお、一部の営業用店舗については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.6%で割り引いて算定しております。</p> <p>2 「その他経常収益」には、 株式等売却益 99,308百万円 を含んでおります。</p> <p>3 「その他経常費用」には、 貸倒引当金繰入額 41,362百万円 貸出金償却 23,542百万円 株式等売却損 27,004百万円 株式等償却 6,563百万円 を含んでおります。</p> <p>4 「特別利益」には、 償却債権取立益 19,900百万円 店舗チャンネル改革引当金取崩額 2,625百万円 を含んでおります。</p> <p>5 「特別損失」には、 減損損失 5,937百万円 固定資産処分損 1,914百万円 を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
普通株式	30,843,933			30,843,933	
種類株式					
乙種第一回優先株式	680,000			680,000	
丁種第一回優先株式	120			120	
戊種第一回優先株式	240,000			240,000	
己種第一回優先株式	80,000			80,000	
第1種第一回優先株式	12,500,000			12,500,000	
第2種第一回優先株式	12,808,217			12,808,217	
第3種第一回優先株式	12,500,000			12,500,000	
合計	69,652,271			69,652,271	

2 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	200,485	6.5	平成18年3月31日	平成18年6月27日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18		
	丁種第一回 優先株式	0	5		
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回 優先株式	740	9.25		
	第1種第一回 優先株式	1,631	0.1305		
	第2種第一回 優先株式	1,671	0.1305		
	第3種第一回 優先株式	1,631	0.1305		

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,844,697	763		30,845,461	注
種類株式					
乙種第一回優先株式	680,000			680,000	
丁種第一回優先株式	60		60		注
戊種第一回優先株式	240,000			240,000	
己種第一回優先株式	80,000			80,000	
第1種第一回優先株式	12,500,000			12,500,000	
第2種第一回優先株式	12,808,217			12,808,217	
第3種第一回優先株式	12,500,000			12,500,000	
合計	69,652,975	763	60	69,653,679	
自己株式					
種類株式					
丁種第一回優先株式		60	60		注

(注) 普通株式の発行済株式および丁種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、丁種第一回優先株式の発行済株式および自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	351,629	11.40	平成19年3月31日	平成19年5月21日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18		
	丁種第一回 優先株式	0	5		
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回 優先株式	740	9.25		
	第1種第一回 優先株式	2,318	0.1855		
	第2種第一回 優先株式	2,375	0.1855		
	第3種第一回 優先株式	2,318	0.1855		

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,843,933	763		30,844,697	注
種類株式					
乙種第一回優先株式	680,000			680,000	
丁種第一回優先株式	120		60	60	注
戊種第一回優先株式	240,000			240,000	
己種第一回優先株式	80,000			80,000	
第1種第一回優先株式	12,500,000			12,500,000	
第2種第一回優先株式	12,808,217			12,808,217	
第3種第一回優先株式	12,500,000			12,500,000	
合計	69,652,271	763	60	69,652,975	
自己株式					
種類株式					
丁種第一回優先株式		60	60		注

(注) 普通株式の発行済株式及び丁種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、丁種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	200,485	6.5	平成18年3月31日	平成18年6月27日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18		
	丁種第一回 優先株式	0	5		
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回 優先株式	740	9.25		
	第1種第一回 優先株式	1,631	0.1305		
	第2種第一回 優先株式	1,671	0.1305		
	第3種第一回 優先株式	1,631	0.1305		
平成19年3月26日 取締役会	普通株式	95,616	3.1	平成18年12月31日	平成19年3月27日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18		
	丁種第一回 優先株式	0	5		
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回 優先株式	740	9.25		
	第1種第一回 優先株式	2,318	0.1855		
	第2種第一回 優先株式	2,375	0.1855		
	第3種第一回 優先株式	2,318	0.1855		

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成19年5月 18日 取締役会	普通株式	351,629	11.4	利益剰余金	平成19年3月31日	平成19年5月21日
	種類株式					
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18			
	丁種第一回 優先株式	0	5			
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19			
	己種第一回 優先株式	740	9.25			
	第1種第一回 優先株式	2,318	0.1855			
	第2種第一回 優先株式	2,375	0.1855			
	第3種第一回 優先株式	2,318	0.1855			

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 607,996百万円 日本銀行以外への預け金 175,748百万円 現金及び現金同等物 432,247百万円	平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 1,153,926百万円 日本銀行以外への預け金 648,779百万円 現金及び現金同等物 505,147百万円	平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 1,100,979百万円 日本銀行以外への預け金 283,866百万円 現金及び現金同等物 817,113百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 10,452百万円 その他 百万円 合計 10,452百万円 減価償却累計額相当額 動産 4,983百万円 その他 百万円 合計 4,983百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 5,469百万円 その他 百万円 合計 5,469百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1,762百万円 1年超 3,982百万円 合計 5,745百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,076百万円 減価償却費 980百万円 支払利息相当額 97百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 1年内 16百万円 1年超 16百万円 合計 32百万円 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 12,085百万円 減価償却累計額相当額 動産 6,462百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 5,623百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1,988百万円 1年超 4,002百万円 合計 5,991百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,103百万円 減価償却費 1,062百万円 支払利息相当額 84百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 1年内 14百万円 1年超 2百万円 合計 17百万円 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 12,269百万円 減価償却累計額相当額 動産 5,688百万円 年度末残高相当額 動産 6,580百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 2,018百万円 1年超 4,886百万円 合計 6,904百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,075百万円 減価償却費 1,943百万円 支払利息相当額 176百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 1年内 16百万円 1年超 9百万円 合計 26百万円 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	295,050	591,957	296,906
債券	3,013,488	2,987,428	△26,060
国債	2,421,680	2,400,513	△21,167
地方債	186,541	183,217	△3,324
社債	405,265	403,697	△1,568
その他	774,108	762,376	△11,732
合計	4,082,646	4,341,761	259,114

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、4,522百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	114,293
非上場内国債券	522,516

II 当中間連結会計期間末

- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、信託受益権を含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)
該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	292,019	558,110	266,090
債券	3,221,575	3,197,255	△24,319
国債	2,833,032	2,811,246	△21,786
地方債	179,259	177,479	△1,779
社債	209,283	208,529	△754
その他	241,782	247,719	5,937
合計	3,755,376	4,003,084	247,707

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,120百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	84,300
非上場内国債	458,352

Ⅲ 前連結会計年度末

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	281,798	246

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	292,157	618,304	326,147	327,184	1,037
債券	3,244,485	3,218,081	△26,403	92	26,496
国債	2,745,833	2,723,084	△22,749	31	22,780
地方債	200,973	198,481	△2,491	53	2,545
社債	297,678	296,515	△1,162	7	1,169
その他	730,546	735,836	5,290	31,052	25,761
合計	4,267,188	4,572,223	305,034	358,329	53,295

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損損失」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、5,902百万円であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	17,972,860	130,007	49,281

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	91,476
非上場内国債	508,451

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	2,067,502	792,412	296,376	570,241
国債	1,744,132	189,276	219,434	570,241
地方債	40,974	94,513	62,993	—
社債	282,395	508,622	13,948	—
その他	2,754	53,188	217,279	28,168
合計	2,070,257	845,600	513,655	598,409

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	10,385	385

2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	259,114
その他有価証券	259,114
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	105,252
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	153,862
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	89
その他有価証券評価差額金	153,951

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	247,707
その他有価証券	247,707
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	63,004
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	184,702
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	9
その他有価証券評価差額金	184,693

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	305,034
その他有価証券	305,034
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	80,228
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	224,805
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	22
その他有価証券評価差額金	224,782

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	1,967,481	4,336	4,336
店頭	金利スワップ	15,636,758	24,301	24,679
	キャップ	263,102	149	1,059
	フロアー	12,335	312	203
	スワップション	1,042	17	1
	合計		20,146	21,607

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	2,280,338	5,476	7,846
	為替予約	1,156,757	33,692	33,692
	通貨オプション	3,166,946	15,694	4,543
	合計		23,474	21,302

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	1,585	25	25
	株価指数オプション	155,421	560	136
	合計		585	161

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	19,617	30	30
	合計		30	30

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	1,170,541	360	360
店頭	金利スワップ	20,075,503	22,594	22,368
	キャップ	178,900	61	675
	フロアー	18,242	70	96
	スワップション	28,000	19	3
	合計		22,121	22,775

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	3,476,917	2,720	2,333
	為替予約	1,670,584	38,676	38,676
	通貨オプション	3,148,638	9,837	5,708
	合計		31,560	42,051

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	84,473	464	464
	合計		464	464

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

通貨関連

為替予約、通貨オプション、通貨スワップ

金利関連

金利スワップ、金利オプション、金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約

債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

(2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お客様の高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供する上で、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

お客様のリスクヘッジニーズへの対応

お客様は様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しています。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客様のリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。当社では、お客様の様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えとともに、商品提供力の向上に努めています。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社は次のような「行動基準」を作成し、お客様と取引する際にはこの基準に沿って行っております。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面(提案書・デリバティブリスク説明書等)を使用して十分に説明すること。

・自己責任の原則と取引能力

お客様が自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。

・時価情報(お客様の含み損益の状況)の提供

取引実行後、お客様の要請または必要に応じて、定期的又は随時に時価情報をお客様に還元し、お客様の判断の一助とすること。

金融資産・負債のヘッジ

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」といった「包括ヘッジ」、及び「個別ヘッジ」として実施しております。

当該取引については、検証方法等に係る規定を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行うなど厳正な管理を実施しています。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しています。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しています。

トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

(3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引のリスクには、大別して市場リスクと信用リスクがあります。

市場リスクとは、金利、為替および株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクで、デリバティブ取引においては、市場でお客様とのキャッシュフローを新たに構築するためのコスト（再構築コスト）に将来の相場変動によって再構築コストが変動する潜在的なコストを上乗せして計測するカレントエクスポージャー方式で定期的に把握しております。

当社では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、経営陣の関与のもと、以下のような管理体制の強化、改善を行っております。

市場リスク管理体制

当社の市場リスク管理体制については、持株会社の「グループリスク管理方針」に則って、リスク管理の枠組みを定めた「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づいた管理を行っています。

まず、市場取引部門から独立したリスク管理部門として、リスク統括部を設置し、厳格なリスク管理を実施しています。また、市場リスク全体に対しては、経営体力に基づいたバリュアットリスク（自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。以下、「VaR」という。）によるリスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内にとどめる体制を敷いています。また、リスク統括部が、日次でVaR・損益を計測し、リスク限度・損失限度の遵守状況を管理するとともに経営陣宛報告を行っています。

信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、貸出金等のオンバランス取引と合算して、市場部門、業務推進部門から独立した融資・審査部門が所管し、与信判断と管理を行う体制となっております。また、お客様の信用度の変化に応じ、機動的に取引限度額の見直しを行う体制を整えております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	1,540,476		1,250	1,250
	買建	560,675		33	33
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	7,547,702	6,086,630	31,068	28,624
	受取変動・支払固定	8,600,188	5,549,695	4,080	1,633
	受取変動・支払変動	2,642,500	2,350,500	2,530	2,530
	キャップ				
	売建	138,925	80,252	731	846
	買建	85,011	68,850	591	3
	フロー				
	売建	6,000	6,000	174	10
	買建	12,961	12,885	140	128
	スワップション				
売建					
買建	5,000		52	19	
	合計			23,053	24,117

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	3,078,673	2,930,307	4,666	8,431
	為替予約				
	売建	467,270	62,485	5,923	5,923
	買建	1,186,122	555,675	48,473	48,473
	通貨オプション				
	売建	1,547,564	879,258	59,120	8,617
買建	1,630,292	880,092	40,038	13,999	
	合計			28,134	28,736

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	6,868		56	56
	買建	6,793		72	72
	株式指数オプション				
	売建	100,127		656	297
	買建	93,150		149	107
	合計			490	207

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	1,344		3	3
	買建	30,524		81	81
	合計			78	78

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(開示対象特別目的会社関係)

当社では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、当社は住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として当社に引渡しております。

当中間連結会計期間末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は7,008百万円、負債総額は7,031百万円です。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等は以下の通りです。

(単位：百万円)

	当中間連結会計 期間末残高
譲渡資産（住宅ローン債権）	6,050
譲渡資産に係る劣後債権	2,223

(注) 信託報酬及び分配益などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△36.07	△41.75	△31.89
1株当たり 中間(当期)純利益	円	12.12	2.85	17.16
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益	円	7.14	1.57	10.24

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	1,514,121	1,325,845	1,648,636
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,626,836	2,613,834	2,632,566
うち少数株主持分	百万円	143,392	142,272	149,243
うち優先株式	百万円	2,471,801	2,471,561	2,471,681
うち(中間)優先配当額	百万円	11,642	-	11,641
普通株式に係る(中間)期末の純資産額	百万円	△1,112,714	△1,287,989	△983,930
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	30,843,933	30,845,461	30,844,697

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	385,622	87,936	552,661
普通株主に帰属しない金額	百万円	11,642	-	23,283
うち(中間)優先配当額	百万円	11,642	-	23,283
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	373,980	87,936	529,377
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	30,843,933	30,844,956	30,844,000
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	11,642	-	23,283
うち(中間)優先配当額	百万円	11,642	-	23,283
普通株式増加数	千株	23,096,367	24,878,711	23,096,300
うち優先株式	千株	23,096,367	24,878,711	23,096,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。

※ 当中間連結会計期間に係る優先中間配当金(当社所定の上限額15,289百万円)の支払については「未定」としております。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		606,072	2.21	1,147,549	4.31	1,097,339	4.00
コールローン		1,345,533	4.92	1,234,040	4.64	1,165,700	4.25
買現先勘定		6,998	0.03				
債券貸借取引支払保証金		22,459	0.08	218,590	0.82	75,978	0.28
買入金銭債権		8,842	0.03	50,013	0.19	53,086	0.19
特定取引資産	8	385,688	1.41	546,233	2.05	362,802	1.32
金銭の信託						10,385	0.04
有価証券	1, 2,8, 16	5,059,070	18.48	4,618,583	17.37	5,257,370	19.17
貸出金	3, 4,5, 6,7, 8,9	17,974,837	65.67	17,275,853	64.95	17,818,392	64.97
外国為替	7	69,569	0.25	68,441	0.26	68,804	0.25
その他資産	8	569,000	2.08	685,930	2.58	744,454	2.72
有形固定資産	10, 11, 15	313,852	1.15	303,584	1.14	307,353	1.12
無形固定資産		8,186	0.03	7,981	0.03	8,224	0.03
繰延税金資産		247,661	0.90	272,914	1.03	275,445	1.00
支払承諾見返	16	1,132,420	4.14	545,166	2.05	565,570	2.06
貸倒引当金		363,555	1.33	364,768	1.37	370,825	1.35
投資損失引当金		13,058	0.05	13,058	0.05	13,058	0.05
資産の部合計		27,373,578	100.00	26,597,056	100.00	27,427,023	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	18,913,640	69.09	19,092,572	71.79	19,493,511	71.08
譲渡性預金		2,276,490	8.31	2,296,020	8.63	1,823,690	6.65
コールマネー	8	1,812,211	6.62	1,102,116	4.14	1,495,929	5.45
売現先勘定	8	47,975	0.18	236,312	0.89	13,983	0.05
債券貸借取引受入担保金	8			27,644	0.10	26,001	0.09
特定取引負債		49,310	0.18	106,617	0.40	117,821	0.43
借入金	8, 12	374,046	1.37	432,775	1.63	794,111	2.90
外国為替		13,112	0.05	13,657	0.05	13,839	0.05
社債	13	715,835	2.61	739,455	2.78	734,306	2.68
信託勘定借		385,484	1.41	382,833	1.44	417,715	1.52
その他負債		236,257	0.86	396,065	1.49	393,588	1.44
賞与引当金				5,590	0.02		
事業再構築引当金		96	0.00				
店舗チャンネル改革引当金		2,525	0.01				
その他の引当金				2,568	0.01	2,705	0.01
特別法上の引当金	14	0	0.00	0	0.00	0	0.00
再評価に係る繰延税金負債	15	45,541	0.17	43,993	0.17	44,213	0.16
支払承諾	16	1,132,420	4.14	545,166	2.05	565,570	2.06
負債の部合計		26,004,947	95.00	25,423,390	95.59	25,936,990	94.57
(純資産の部)							
資本金		279,928	1.02	279,928	1.05	279,928	1.02
資本剰余金		352,208	1.29	352,208	1.33	352,208	1.28
資本準備金		279,928		279,928		279,928	
その他資本剰余金		72,280		72,280		72,280	
利益剰余金		532,391	1.94	311,963	1.17	587,129	2.14
その他利益剰余金		532,391		311,963		587,129	
繰越利益剰余金		532,391		311,963		587,129	
株主資本合計		1,164,529	4.25	944,100	3.55	1,219,266	4.44
その他有価証券評価差額金		153,862	0.56	184,702	0.69	224,805	0.82
繰延ヘッジ損益		13,055	0.04	16,228	0.06	15,452	0.05
土地再評価差額金	15	63,295	0.23	61,090	0.23	61,412	0.22
評価・換算差額等合計		204,101	0.75	229,564	0.86	270,766	0.99
純資産の部合計		1,368,631	5.00	1,173,665	4.41	1,490,032	5.43
負債及び純資産の部合計		27,373,578	100.00	26,597,056	100.00	27,427,023	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		400,646	100.00	362,842	100.00	796,431	100.00
資金運用収益		218,804		232,902		456,388	
(うち貸出金利息)		(159,690)		(181,978)		(332,521)	
(うち有価証券利息配当金)		(35,659)		(21,423)		(72,658)	
信託報酬		3,756		3,986		8,227	
役務取引等収益		55,318		58,138		120,041	
特定取引収益		9,430		13,202		21,053	
その他業務収益		24,336		30,396		61,098	
その他経常収益	2	89,000		24,216		129,621	
経常費用		257,202	64.20	291,321	80.29	511,493	64.22
資金調達費用		38,840		63,129		94,296	
(うち預金利息)		(13,791)		(27,302)		(34,486)	
役務取引等費用		19,999		21,168		43,398	
特定取引費用		278		97		455	
その他業務費用		27,992		41,687		36,060	
営業経費	3	105,716		110,257		227,361	
その他経常費用	4	64,375		54,981		109,919	
経常利益		143,444	35.80	71,520	19.71	284,937	35.78
特別利益	5	11,904	2.97	23,181	6.39	23,894	3.00
特別損失	1,6	704	0.17	2,508	0.69	7,851	0.99
税引前中間(当期)純利益		154,645	38.60	92,193	25.41	300,980	37.79
法人税、住民税及び事業税		1,028	0.25	15,655	4.31	12,357	1.55
法人税等調整額		231,084	57.68	20,065	5.53	233,532	29.32
中間(当期)純利益		386,757	96.53	87,783	24.19	546,871	68.66

③ 【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成18年3月31日残高(百万円)	279,928	279,928	72,280	352,208	355,670	987,808
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)					△210,048	△210,048
中間純利益					386,757	386,757
土地再評価差額金の取崩					11	11
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)						
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	176,721	176,721
平成18年9月30日残高(百万円)	279,928	279,928	72,280	352,208	532,391	1,164,529

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	201,208	—	63,306	264,514	1,252,323
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△210,048
中間純利益					386,757
土地再評価差額金の取崩					11
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△47,346	△13,055	△11	△60,412	△60,412
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△47,346	△13,055	△11	△60,412	116,308
平成18年9月30日残高(百万円)	153,862	△13,055	63,295	204,101	1,368,631

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成19年3月31日残高(百万円)	279,928	279,928	72,280	352,208	587,129	1,219,266
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当					△363,271	△363,271
中間純利益					87,783	87,783
土地再評価差額金の取崩					322	322
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)						
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	△275,165	△275,165
平成19年9月30日残高(百万円)	279,928	279,928	72,280	352,208	311,963	944,100

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	224,805	△15,452	61,412	270,766	1,490,032
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△363,271
中間純利益					87,783
土地再評価差額金の取崩					322
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△40,102	△776	△322	△41,201	△41,201
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△40,102	△776	△322	△41,201	△316,366
平成19年9月30日残高(百万円)	184,702	△16,228	61,090	229,564	1,173,665

Ⅲ 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成18年3月31日残高(百万円)	279,928	279,928	72,280	352,208	355,670	987,808
事業年度中の変動額						
剰余金の配当(注)					△210,048	△210,048
剰余金の配当					△107,258	△107,258
当期純利益					546,871	546,871
土地再評価差額金の取崩					1,893	1,893
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—	231,458	231,458
平成19年3月31日残高(百万円)	279,928	279,928	72,280	352,208	587,129	1,219,266

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	201,208	—	63,306	264,514	1,252,323
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					△210,048
剰余金の配当					△107,258
当期純利益					546,871
土地再評価差額金の取崩					1,893
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	23,597	△15,452	△1,893	6,251	6,251
事業年度中の変動額合計(百万円)	23,597	△15,452	△1,893	6,251	237,709
平成19年3月31日残高(百万円)	224,805	△15,452	61,412	270,766	1,490,032

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当中間会計期間から同適用指針を適用し、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法と比べその他有価証券評価差額金は203百万円減少し、繰延税金資産は139百万円増加しており、税引前中間純利益は343百万円増加しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法と比べその他有価証券評価差額金は496百万円減少し、繰延税金資産は339百万円増加しており、税引前当期純利益は836百万円増加しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同左	(2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ18百万円減少しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ194百万円減少しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
5 繰延資産の処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	—————	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は316,939百万円であります。</p>	<p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は249,596百万円であります。</p>	<p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は255,177百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	—————	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 なお、賞与引当金は業績インセンティブ給与が制度として定着し、当中間会計期間に帰属する額を合理的に見積もることが出来るようになったため、当中間会計期間より計上しております。	—————
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。 過去勤務債務： 発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理	(4) 退職給付引当金 同左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。 過去勤務債務： 発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(5) 事業再構築引当金 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却及び店舗統廃合に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。	—————	—————
	(6) 店舗チャネル改革引当金 店舗チャネル改革引当金は、収益基盤の維持・強化とローコスト運営を両立する新しい店舗チャネルを再構築するための店舗の移転・統廃合・形態変更等に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。	—————	—————
	—————	(7) その他の引当金 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。 預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。	(7) その他の引当金 同左
	(8) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	—————	(8) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—————	(9) 金融商品取引責任準備金 受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。	—————
7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
9 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は7,187百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は9,632百万円(同前)であります。</p>	<p>価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3,312百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は4,265百万円(同前)であります。</p>	<p>価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4,958百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は6,257百万円(同前)であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(ハ)内部取引等 同左	(ハ)内部取引等 同左
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左
11 連結納税制度の適用	株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は1,381,686百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後に終了する中間会計期間から適用することになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は471百万円、「社債」は471百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は1,505,484百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度末における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後に終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は461百万円、「社債」は461百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計方針) 固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、稼働資産については、グルーピングの単位を一定の地域等から、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店に変更しております。この変更は、当社において同一店舗内に複数営業店が併存する形態が店舗統廃合で解消したことなどにより、管理会計上の区分である各営業店別のキャッシュ・フローがより精緻に把握できるようになったことによるものであります。この変更により、従来の方法に比べ、「税引前当期純利益」が1,823百万円減少しております。</p> <p>なお、同一店舗内に複数営業店が併存する形態は、下期に解消したため当中間会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、税引前中間純利益は1,605百万円多く計上されております。</p> <p>_____</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当中間会計期間より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。</p> <p>—————</p>	<p>—————</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、稼働資産については、前事業年度の下期において、グルーピングの単位を一定の地域等から、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店に変更いたしました。従って、前中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、税引前中間純利益は1,605百万円多く計上されております。</p>	<p>株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当事業年度より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。</p> <p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 33,475百万円</p> <p>※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は29,352百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当中間会計期間末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は12,517百万円、延滞債権額は246,032百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 29,421百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は148,495百万円、再貸付けに供している有価証券は9,902百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,927百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は14,429百万円、延滞債権額は288,075百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 33,401百万円</p> <p>※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は7,263百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当事業年度末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は13,335百万円、延滞債権額は263,082百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,575百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,366百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,485百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は206,216百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は151,722百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は185,812百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は472,342百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は461,593百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は467,715百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は243,591百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は203,289百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は238,298百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 47,975百万円 有価証券 1,989,095百万円 貸出金 317,100百万円 その他資産 1,697百万円 担保資産に対応する債務 預金 60,930百万円 コールマネー 15,000百万円 売現先勘定 47,975百万円 借入金 245,300百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券656,428百万円及びその他資産4,708百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は18,155百万円、敷金保証金は17,530百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 221,670百万円 有価証券 2,066,059百万円 貸出金 160,006百万円 その他資産 3,950百万円 担保資産に対応する債務 預金 67,370百万円 売現先勘定 236,312百万円 債券貸借取引受入担保金 27,644百万円 借入金 398,800百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券831,414百万円及びその他資産14,671百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,222百万円、敷金保証金は16,948百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 63,929百万円 有価証券 2,195,006百万円 貸出金 221,233百万円 その他資産 3,897百万円 担保資産に対応する債務 預金 101,370百万円 売現先勘定 13,983百万円 借入金 742,200百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券746,588百万円及びその他資産3,095百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち敷金保証金は17,061百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,135,844百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,985,359百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,208,098百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,909,503百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,623,224百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,310,042百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 140,833百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 136,834百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 135,303百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 44,791百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 44,687百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 44,743百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金122,490百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金29,000百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p>
<p>※13 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※13 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※13 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>
<p>※14 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。</p>	<p>※14 特別法上の引当金として金融商品取引責任準備金0百万円を計上しております。</p>	<p>※14 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。</p>
<p>※15 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※15 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※15 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,261百万円</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>17 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託488,427百万円であります。</p>	<p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は420,991百万円であります。 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。 前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ471,712百万円減少します。</p> <p>17 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託471,455百万円であります。</p>	<p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は465,608百万円であります。 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。 これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ465,608百万円減少しております。</p> <p>17 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託516,755百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※2 その他経常収益には、 株式等売却益 64,407百万円 を含んでおります。</p> <p>※3 減価償却実施額は下記のとおり であります。 有形固定資産 3,341百万円 無形固定資産 909百万円</p> <p>※4 その他経常費用には、 貸倒引当金繰入額 20,215百万円 貸出金償却 9,408百万円 株式等売却損 26,292百万円 を含んでおります。</p> <p>※5 特別利益には、 償却債権取立益 11,330百万円 を含んでおります。</p> <p>※6 特別損失には、 固定資産処分損 512百万円 を含んでおります。</p>	<p>※2 その他経常収益には、 株式等売却益 12,655百万円 を含んでおります。</p> <p>※3 減価償却実施額は下記のとおり であります。 有形固定資産 3,507百万円 無形固定資産 952百万円</p> <p>※4 その他経常費用には、 貸倒引当金繰入額 9,607百万円 貸出金償却 19,185百万円 株式等売却損 20,503百万円 を含んでおります。</p> <p>※5 特別利益には、 償却債権取立益 23,122百万円 を含んでおります。</p> <p>※6 特別損失には、 減損損失 1,956百万円 を含んでおります。</p>	<p>※1 投資額の回収が見込めなくな ったことに伴い、稼働資産の うち一部の営業用店舗につい て1,824百万円、廃止予定店 舗や遊休施設等について 4,113百万円の「減損損失」 を計上しております。 上記「減損損失」の合計のう ち、建物は2,046百万円、土 地は1,432百万円、その他の 有形固定資産は2,457百万円 であります。 グルーピングの単位は、稼働 資産については、継続的な管 理・把握を実施している各営 業店舗としております。本 部、研修所、システムの集中 センター、福利厚生施設等の 独立したキャッシュ・フロー を生み出さない資産は、共用 資産としております。また、 廃止予定店舗や遊休施設等 については、各々独立した単 位としております。 回収可能価額の算定は、原則 として正味売却価額によっ ており、主として不動産鑑定 評価額から処分費用見込額を 控除して算定しております。 なお、一部の営業用店舗につ いては、使用価値により測定 しており、将来キャッシュ・フ ローを6.6%で割り引いて算 定しております。</p> <p>※2 その他経常収益には、 株式等売却益 99,308百万円 を含んでおります。</p> <p>※3 減価償却実施額は下記のとおり であります。 有形固定資産 6,775百万円 無形固定資産 1,819百万円</p> <p>※4 その他経常費用には、 貸倒引当金繰入額 40,370百万円 貸出金償却 23,542百万円 株式等売却損 27,004百万円 を含んでおります。</p> <p>※5 特別利益には、 償却債権取立益 19,900百万円 店舗チャンネル改革引当金取崩 額 2,625百万円 を含んでおります。</p> <p>※6 特別損失には、 減損損失 5,937百万円 を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当ありません。

II 当中間会計期間(自平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
種類株式 丁種第一回優先株式	—	60	60	—	(注)

(注) 取得権行使による増加及び取得した自己株式の消却による減少であります。

III 前事業年度(自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
種類株式 丁種第一回優先株式	—	60	60	—	(注)

(注) 取得権行使による増加及び取得した自己株式の消却による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 10,452百万円 その他 百万円 合計 10,452百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 4,983百万円 その他 百万円 合計 4,983百万円 中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 5,469百万円 その他 百万円 合計 5,469百万円 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,762百万円 1年超 3,982百万円 合計 5,745百万円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 1,076百万円 減価償却費相当額 980百万円 支払利息相当額 97百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 16百万円 1年超 16百万円 合計 32百万円 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 12,085百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 6,462百万円 中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 5,623百万円 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,988百万円 1年超 4,002百万円 合計 5,991百万円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 1,103百万円 減価償却費相当額 1,062百万円 支払利息相当額 84百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 14百万円 1年超 2百万円 合計 17百万円 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 12,269百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 5,688百万円 期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 6,580百万円 未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 2,018百万円 1年超 4,886百万円 合計 6,904百万円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 2,075百万円 減価償却費相当額 1,943百万円 支払利息相当額 176百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 16百万円 1年超 9百万円 合計 26百万円 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)
該当ありません。

III 前事業年度末(平成19年3月31日現在)
該当ありません。

(重要な後発事象)
該当ありません。

(2) 【その他】
 信託財産残高表
 資産

科目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	162,432	10.82	140,978	8.95
有価証券	0	0.00	0	0.00
信託受益権	1,132	0.07	356	0.02
受託有価証券	253	0.02	327	0.02
金銭債権	387,172	25.78	384,116	24.40
動産不動産	525,724	35.00		
有形固定資産			624,542	39.67
不動産の賃借権	3,582	0.24		
無形固定資産			3,320	0.21
その他債権	8,843	0.59	10,636	0.68
銀行勘定貸	385,484	25.67	382,833	24.32
現金預け金	27,222	1.81	27,274	1.73
合計	1,501,849	100.00	1,574,386	100.00

負債

科目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	531,892	35.42	505,571	32.11
財産形成給付信託	1,902	0.13	1,598	0.10
金銭信託以外の金銭の信託	0	0.00	0	0.00
有価証券の信託	253	0.02	327	0.02
金銭債権の信託	406,009	27.03	402,721	25.58
土地及びその定着物の信託	151,411	10.08	152,653	9.70
土地及びその定着物の賃借権の信託	4,698	0.31	4,759	0.30
包括信託	405,681	27.01	506,754	32.19
合計	1,501,849	100.00	1,574,386	100.00

- (注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
 2 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末75,975百万円、当中間会計期間末72,868百万円
 3 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末162,097百万円のうち破綻先債権額は46百万円、延滞債権額は3,314百万円、3ヵ月以上延滞債権額は139百万円、貸出条件緩和債権額は20,513百万円であります。
 また、これらの債権額の合計額は24,014百万円であります。
 4 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末140,744百万円のうち破綻先債権額は44百万円、延滞債権額は26,653百万円、3ヵ月以上延滞債権額は8百万円、貸出条件緩和債権額は4,230百万円であります。
 また、これらの債権額の合計額は30,937百万円であります。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書の訂正報告書
平成18年6月29日に近畿財務局長に提出した有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | 平成19年4月18日
近畿財務局長に提出。 |
| (2) 訂正発行登録書
平成17年11月28日付社債の募集に係る発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成19年4月18日
近畿財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社の異動又は特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年4月25日
近畿財務局長に提出。 |
| (4) 訂正発行登録書
平成17年11月28日付社債の募集に係る発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成19年4月25日
近畿財務局長に提出。 |
| (5) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度 自 平成18年4月1日
(第5期) 至 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日
近畿財務局長に提出。 |
| (6) 訂正発行登録書
平成17年11月28日付社債の募集に係る発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成19年6月28日
近畿財務局長に提出。 |
| (7) 有価証券報告書の訂正報告書
上記(5)に係る訂正報告書であります。 | 平成19年12月25日
近畿財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社りそな銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	深 田 建 太 郎		Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社りそな銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社りそな銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓜ
----------------	-------	-----	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓜ
----------------	-------	-----	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	深 田	建 太 郎	Ⓜ
----------------	-------	-----	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社りそな銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。